

参考資料 5 - 2

平成 27 年度  
地域医療介護総合確保基金事業  
(医療分) 個票



# 平成27年度 地域医療介護総合確保基金事業 個票目次

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
<b>I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</b>			
1	病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業（地域包括ケア病床・緩和ケア病床への転換）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。	あり
2	がん診療施設設備整備事業	医療機関に対し、がんの医療機器（マンモグラフィー・内視鏡・エコー等）の整備に伴う設備整備費に対し支援する。	
3	在宅歯科医療機器整備事業	在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレンタル機器、訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ））を各地区の実情に応じて整備する。	
4	精神科病院への機器整備事業	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を身体合併症支援病院（新設）が受け入れた際に、院内において必要な検査等を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。	
5	地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。	あり
6	救急搬送・受入体制強化システム改修事業	救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難になっている患者の受け入れ体制強化に向けて、救急・災害医療情報システム及びORION（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。	
7	地域救急医療システム推進事業	高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急医療を支える人材を確保するため、救急研修拠点施設を中心とし、医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。（H27-28 2ヶ年事業）	
8	訪問看護ネットワーク事業（訪問看護ステーションの機能強化に向けた設備整備等）	複数の訪問看護ステーションや訪問看護と介護、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化することにより、訪問看護の安定的な供給を実現し、もって訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。	
<b>II 居宅等における医療の提供に関する事業</b>			
9	在宅医療推進事業	これまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、コーディネーターを配置する地区医師会に対し、その経費を補助する。	あり
10	在宅医療推進協議会運営事業	地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。	
11	在宅歯科医療連携体制推進事業	在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する在宅医療関係者向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。	あり
12	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者を養成するため、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修に係る経費に対し補助する。	
13	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）	地域における在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識、技術を有する歯科衛生士の人材育成のための研修会開催に係る経費を補助する。	
14	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最新の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会に係る経費に対し補助する。	
15	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	薬局・薬剤師への無菌調剤に係る研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。	
16	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。	あり
17	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	精神科病院の看護師向けに身体合併症患者の看護についての研修（実地研修中心）を実施するとともに、一般科救急病院の看護師向けに精神疾患についての研修を行い、府内の合併症対応力の向上を図る。	あり

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
18	一般救急病院への精神科コンサル事業等	身体合併症支援病院において、輪番時に身体科サポート医が対応する体制を整備する。また、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を確保する。	あり
19	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関(病院・診療所)での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での医療連携体制の整備を進める。	あり
20	認知症早期医療支援モデル事業	認知症の早期診断・早期対応を行い、認知症患者の重症化予防につなげるために、ネットワークの構築や訪問チーム活動などの編成等、医療介護連携体制のモデル的取組を支援し、他の地域での取組に広げる。	あり
21	未治療者等へのアウトリーチ拠点整備事業	未治療者等へのアウトリーチ体制を整備していくために、大阪府がネットワークを構築するとともに、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、集積した知見を府内に還元することで、府内全体の支援力向上を図る。	あり
22	訪問看護師確保定着支援事業	在宅医療・介護サービスの提供体制の充実、安定的な供給を図るために、訪問看護師の人材確保や資質向上、定着支援に関連する業務の委託及び補助を行う。	あり
23	小児のかかりつけ医育成事業	かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。また、研修に必要な物品を購入する。	
24	糖尿病医療連携推進事業	糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関を対象とする調査の実施により、地域の医療体制の課題等を把握し、「糖尿病医療連携体制を構築するためのガイド」を作成する。また、糖尿病医療連携にかかるスタッフの養成を目的に研修会の開催、周知、広報等を行う。	
25	難病患者在宅医療支援事業	難病患者が地域の医療関係機関による治療とケアを受け、安心して在宅による療養生活が続けられるように、難病専門病院が地域診療所・病院等と連携して、在宅における難病診療等を支援し、在宅医療を推進する。	
26	在宅療養における栄養ケア事業	在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議等において地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。	
27	緩和医療の普及促進等事業	がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から切れ目がない緩和医療を提供するため、患者・家族への緩和医療の正しい知識の普及事業及び緩和医療に携わる医療従事者への研修など人材養成等の事業に対し補助する。	
28	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業	特に患者の負担が大きく体制構築に急務を要する透析医療機関等でHIV感染者の診療が可能な医療機関(協力医療機関)を把握する。協力医療機関へ研修を実施するとともに、ネットワーク化を行い、拠点病院の主治医等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。協力医療機関、拠点病院等との連絡会議を開催しネットワークのスムーズな運用を図る。	あり
<b>III 医療従事者の確保に関する事業</b>			
29	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関の勤務環境改善を促進するため大阪府医療勤務環境改善支援センターを大阪府私立病院協会内に設置し、先進事例の情報収集や経営・勤務環境に関する調査分析、個別支援・フォローアップ、勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知等の事業を行う。	あり
30	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者(医療クラーク)の整備	医師等の勤務環境改善のための特定機能病院の医師事務作業補助者(医療クラーク)の整備に対し、補助を通じて効果検証、普及を図る。	
31	病院内保育所施設整備費補助事業	看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着を図るための、府内病院、診療所における病院内保育所の新築、増改築又は改修等に要する費用や看護師宿舎及びナースステーション等の看護師勤務環境改善施設整備に要する費用に対し補助する。	
32	病院内保育所運営費補助事業	夜勤等で一般的な保育所を利用できない看護師等が安心・継続して仕事を続けることができ、看護職員をはじめとする医療従事者の定着が図られるようになるための、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の運営に要する保育士等の人件費等に対し補助する。※補助対象を国公立まで拡充するとともに、新たに近隣の院内保育所がない病院の乳幼児を預かった場合の加算措置を実施。	
33	地域医療支援センター運営事業	地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する。	

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
3-4	地域医療確保修学資金等貸与事業	周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。	
3-5	産科小児科担当医等手当導入促進事業	産科や小児科（新生児）の医師等に対して分娩手当、研修医手当、新生児担当手当を支給することにより、待遇の改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師確保を図る。	
3-6	精神科救急医育成事業	初期研修中および後期研修中などの若い医師向けに精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急にたずさわる医師の育成を行う。	あり
3-7	女性医師等就労環境改善事業	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する医療機関に対し、必要となる代替医師の人件費や研修経費を補助する。	
3-8	新人看護職員研修事業	看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、病院等が新人看護職員等に基本的な実践能力を獲得させるための研修に要する費用や看護職員の養成に携わる者、看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任ある者に必要な知識・技術を修得させるための講習会の委託及び事業の実施に要する費用に対し補助する。	
3-9	看護師等養成所運営費補助事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所運営費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。	
4-0	ナースセンター事業・総合ICT化事業	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るために、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。	
4-1	小児救急電話相談事業	夜間の子どもの急病時、保護者等からの「受診の目安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の支援体制のもと、看護師が対応する。	あり
4-2	小児救急医療支援事業	休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を輪番等により確保する市町村に対し、当該体制確保のための運営費を補助する。	あり
4-3	救急搬送患者受入促進事業	救急隊が搬送先の選定に難渋する患者の受入を促進し、救急搬送受入の維持・向上を図るため搬送受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。	あり
4-4	災害医療体制確保充実事業	救急・災害医療に不慣れな医師、看護師等を対象にトリアージや応急処置といった災害医療の基礎知識を習得するために研修を実施。	あり
4-5	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業	休日・夜間における特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）の二次救急医療体制を確保するため、大阪市中央急病診療所の後送病院としての受入病院を輪番で確保する。	あり
4-6	医療対策協議会運営事業	地域救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議する医療対策協議会を設置・運営する。	
4-7	治験ネットワーク機能構築事業	窓口機能の強化や臨床研究コーディネータ養成など、大阪の高いポテンシャルを活かした治験ネットワーク機能を構築する。	

〔参考〕 平成26年度基金計画に複数年度事業として計上し、平成27年度に実施する事業

事業区分	事業名	事業の概要	別添 (補足資料)
I H26 (2)	がん医療提供体制等充実強化事業	圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん医療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。	
I H26 (4)	在宅医療介護ＩＣＴ連携事業	市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する	あり
III H26 (36)	看護師等養成所施設整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。	

事業番号	事業名	事業の概要	参考資料
Ⅲ H26 (44)	ナースセンター事業・総合ICT化事業（H27計画事業再掲：40番）	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。	
Ⅲ H26 (45)	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業（歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業）	歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入に係る経費の一部を補助する。	

### 3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等		○事業目的 急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病棟等への転換。 重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療 器具の整備、在宅復帰に対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。	
○内容 急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換する ための改修等に対する補助 (療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象 外)		○執行方法 府内各病院へ補助	
<参考>～関係補助金 ① 医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基 準 額：1か所当たり10,800千円(補助率1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備 品購入費 ② 病床転換助成事業			

※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関 基 準 額：改修・転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た 額(補助率10/27)	
補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費 等	
事業に要する費用の額	金額
	総事業費 基金 国 都道府県 その他
	3,748,083千円 332,907千円 416,454千円 (計) 1,249,361千円
備考	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業		
事業名	がん診療施設設備整備事業	【総事業費】 1,873,774 千円	
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
介護総合施 保区域			
事業の実施 主体	医療機関		
事業の目標	・府内のがん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備を実施 【事業効果】 ・がん医療体制の充実 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進		
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	<p>○事業目的 がん患者数が増加する中、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されなければならぬ。がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん設備整備を充実させることで、質・量とともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心とした、訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行なうことができる。このようなことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。</p> <p>○概要 がん診療施設設備整備事業 がん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備費に対し支援する。</p> <p>○執行方法 がん診療施設へ補助</p>		
病床機能の分化	急性期病床から回復期病床への転換	119床 (府域では160床)	

### 病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

平成27年度実績			
病床機能の分化	急性期病床から回復期病床への転換	119床 (府域では160床)	

・補助内容（対象、経費）を見直し（平成28年度から）

-27年度

補助対象（急性期の一般病棟）			
入院基本料病棟 (看護配置基準)	7対1	7対1	
地域包括ケア病棟		10対1 13対1 15対1	地域包括ケア病棟
転換先病棟	総和ケア病棟		総和ケア病棟
	回復期リハビリテーション病棟		回復期リハビリテーション病棟
補助対象（転換1床あたり上限額）			
備品購入費	50万円	50万円	50万円
改修工事費	50万円	333万3千円	
新設・改修費	一	454万円	

事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額		公 民 における 公民の別	106,098(±円) 52,732(±円) (注3)
			基金	国 都道府県 その他		
		1,873,774(±円)	158,830(±円)	79,415(±円)	1,635,529(±円) (注2)	
備考(注4)		238,245 千円				

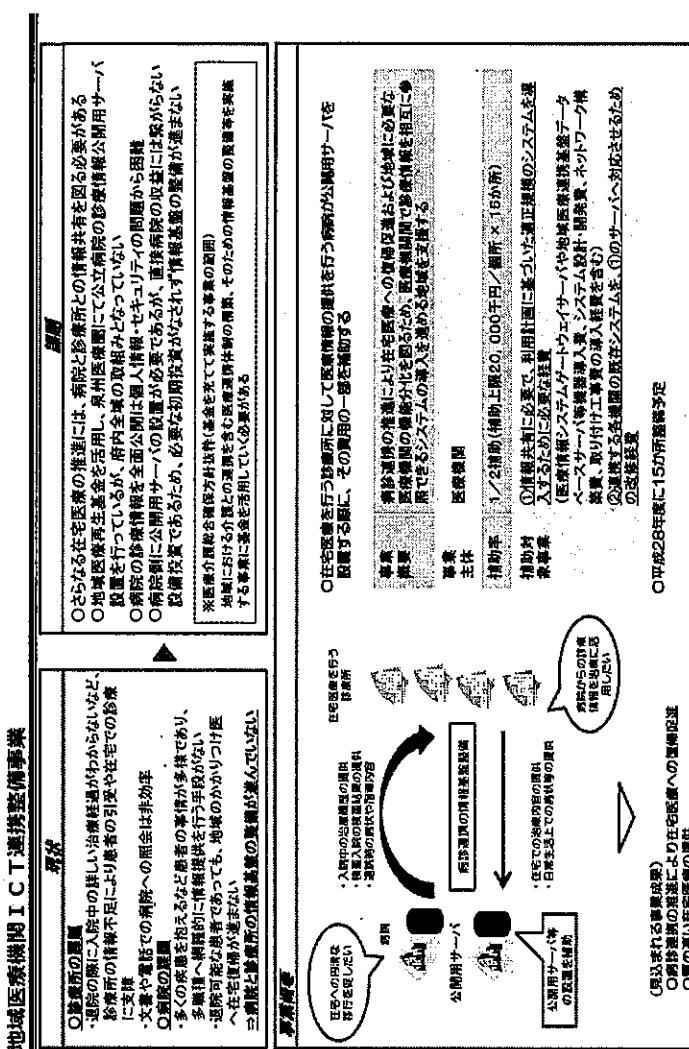
		○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助
事業の区分	1 地域医療機関の造成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	
事業名	在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 278,350 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の目標	・在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用ハッケージを 26 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 55 台整備 ・ポータブルレンタルゲン機器の整備として、ポータブルレンタルゲン機器を 55 台整備	
【事業効果】	在宅歯科診療体制整備の推進	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用ハッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレンタルゲン機器、各地区の事情に応じて整備する）</p>	
※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会を A、B、C に分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（A 地区）から中心に整備する。 A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先地区 他職種との連携もどりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 ある地区 B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区		

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業 【総事業費】 31,500 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	医療機関
事業の目標	・15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援 【事業効果】 ・病診連携の推進により在宅医療への復帰促進
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	○事業目的 一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。
○概要	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院(新設)が受け入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。
○執行方法	精神科病床を有する医療機関への補助

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	地域医療機関 ICT 連携整備事業 【総事業費】 600,000 千円
事業の対象	となる医療介護総合確保区域
事業の実施主体	医療機関
事業の目標	・15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援 【事業効果】 ・病診連携の推進により在宅医療への復帰促進
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	○概要 地域診療情報ネットワークの導入や拡充によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。
○内容	【対象】医療機関 【箇所】H27：15ヶ所 【補助上限】20,000 千円／箇所 【経費】システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費 ※維持・管理費、端末代は対象としない。
○執行方法	医療機関へ補助

事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金	基金充当額 (国費)	基金充当額 (国費)	公 民	(千円)
		31,500(千円)	10,500(千円)	10,500(千円) うち受託事業等 (手取)(注3) 5,250(千円)	200,000(千円)	200,000(千円) うち受託事業等 (手取)(注3)	200,000(千円)
			その他	15,750(千円)	100,000(千円)	100,000(千円) うち受託事業等 (手取)(注3)	100,000(千円)
備考 (注4)	15,750 千円		その他	300,000(千円)	300,000(千円)	300,000(千円)	300,000(千円)

事業の区分	I. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業		
事業名	救急搬送・受入体制強化システム改修事業	【総事業費】	34,874 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
介護総合支援区域			
事業の実施主体	大阪府（エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託）		
事業の目標	・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化		
【事業効果】	・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、急救医療体制の充実		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日		
事業の内容	○事業目的 急救隊員の病院運びが困難となる患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに急救搬送を受けられる体制の構築を図る。 ○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れ体制強化に向けて緊急・災害医療情報システム及び RION (救急搬送・情報収集・情報分析システム) の改修を行う。		
○執行方法 エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託			
事業の実施主体			



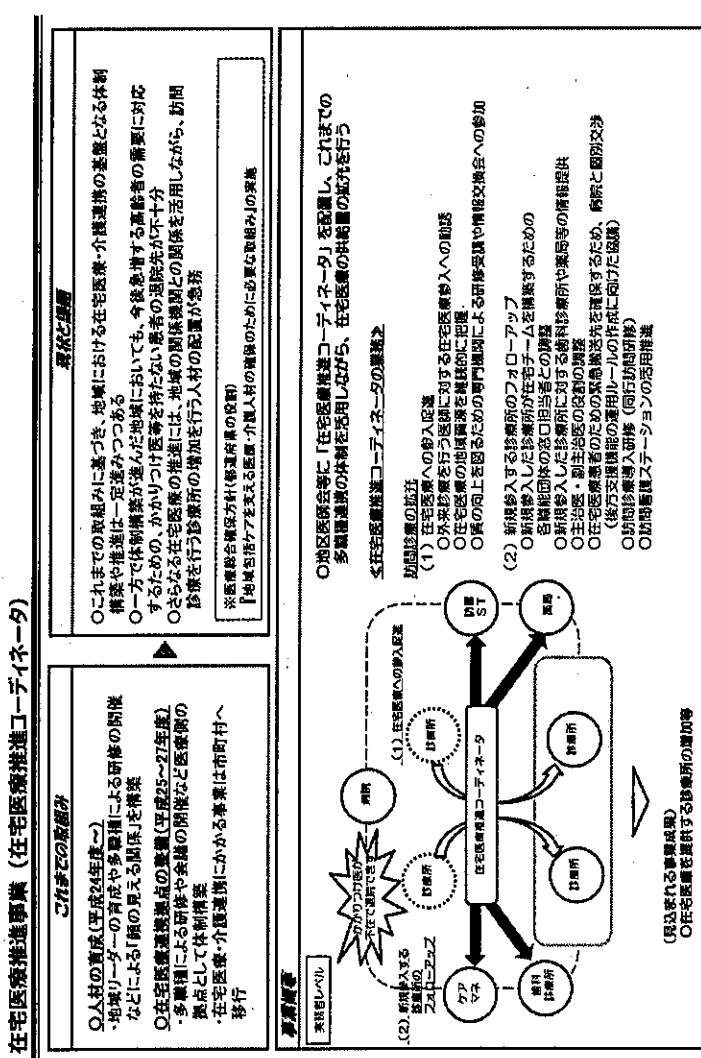
事業の区分		1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業				
事業名	訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 342,817千円				
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域、	【事業内容】 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域、				
事業の実施 主体	府内の医学部設置大学	【事業実施】 大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府				
事業の目標 【事業効果】	<p>・複数の小規模な訪問看護ステーション間の連携を強化し、機能強化型訪問看護ステーションへシフトできるよう、その相互連携強化のために必要な経費について100か所を支援（ネットワーク事業）</p> <p>・訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描く（実態調査事業）</p>					
事業の期間 【事業目的】	<p>平成27年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>・在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実（ネットワーク事業）</p> <p>・訪問看護の安定的な供給と効果的な運営（実態調査事業）</p>					
事業の内容 【対象事業】	<p>■訪問看護ネットワーク事業</p> <p>○事業目的 高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要 訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24時間対応やコールセンターやの相互通携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。</p> <p>○執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <p>■実態調査事業</p> <p>○事業目的 大阪府に応じた訪問看護を推進する上で課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推進する。</p> <p>○概要 訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>					
事業に要する費用の額 備考 (注4)	金額 1127 1128	総事業費 基金 国 都道府県 その他	342,817千円 111,215(円) 55,607(円) 175,995(円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2) (注3) (注4)	公 民 うち受託事業者 (再編)(注3) 基 金光 当額 公	44,486(円) 66,729(円) 38,523(円) 277(円)

事業の区分		1 地域救急医療システム推進事業				
事業名	【総事業費】 342,817千円					
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、 泉州圏域、大阪市圏域、					
事業の実施 主体	府内の医学部設置大学					
事業の目標 【事業効果】	<p>・救急研修拠点施設を中心とした研修等の運営</p> <p>・医師の救急初期診療能力の向上</p>					
事業の期間 【事業目的】	<p>平成27年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>・府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾患構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。</p>					
事業の内容 【対象事業】	<p>○概要 救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の質向上を図る体制を立ち上げる。</p> <p>○事業目的 府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾患構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。</p> <p>○事業の内容 ①救急研修拠点施設で次の活動を行うための教員の派遣事業 ・救急研修拠点施設での教育の支援 （研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する際の診療の支援） ・地域の二次救急病院等へ救急研修拠点施設の上級医が派遣された際の診療の支援 ②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業 ・即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制構築に向けた設備整備 ・あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討</p> <p>○執行方法 府内の医学部設置大学へ補助</p>					
事業に要する費用の額 備考 (注4)	金額 1127 1128	総事業費 基金 国 都道府県 その他	342,817千円 111,215(円) 55,607(円) 175,995(円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2) (注3) (注4)	公 民 うち受託事業者 (再編)(注3) 基 金光 当額 公	44,486(円) 66,729(円) 38,523(円) 277(円)

る費用の額	基金	国	25,682(千円)	(国費)	民	25,405(千円)
	都道府県		12,841(千円)	における 公民の別		うち受託事業等 (再掲)(注3)
備考(注4)	その他		0(千円)	(注2)		25,405(千円)

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	在宅医療推進事業					
	【総事業費】 184,525千円					
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域					
保区域	とかる医療 介護総合確 保区域					
事業の実施 主体	大阪府医師会、地区医師会					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・47 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事業効果】</li> <li>・在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療連携において、地域の需要や実態があつた在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。</p> <p>○概要</p> <p>①コーディネータの活動支援(地区医師会が雇用する際の活動経費を支援)      ②コーディネータの機能向上(コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告)</p>					
	<p>○内容</p> <p>①【対象】府内57地区医師会のうち47地区医師会      【経費】人件費(報酬・手当・共済費)、活動経費(旅費・需用費・役務費等)</p> <p>②【対象】大阪府医師会      【経費】報費賞、会場費、教材費、案内送付、連絡調整(資金・旅費・食費等)、報告書冊子、広告費</p>					
○執行方法	大阪府医師会または地区医師会に補助					
事業に要す る費用の額	金額	総事業費	184,525(千円)	基金充当額 (国費)	公 民	(千円)
	基金	国	123,017(千円)	ににおける 公民の別		
	都道府県		61,508(千円)	うなぎ事業等 (再掲)(注3)		
	その他		(千円)	(注2)		(千円)
備考(注4)	184,525千円					

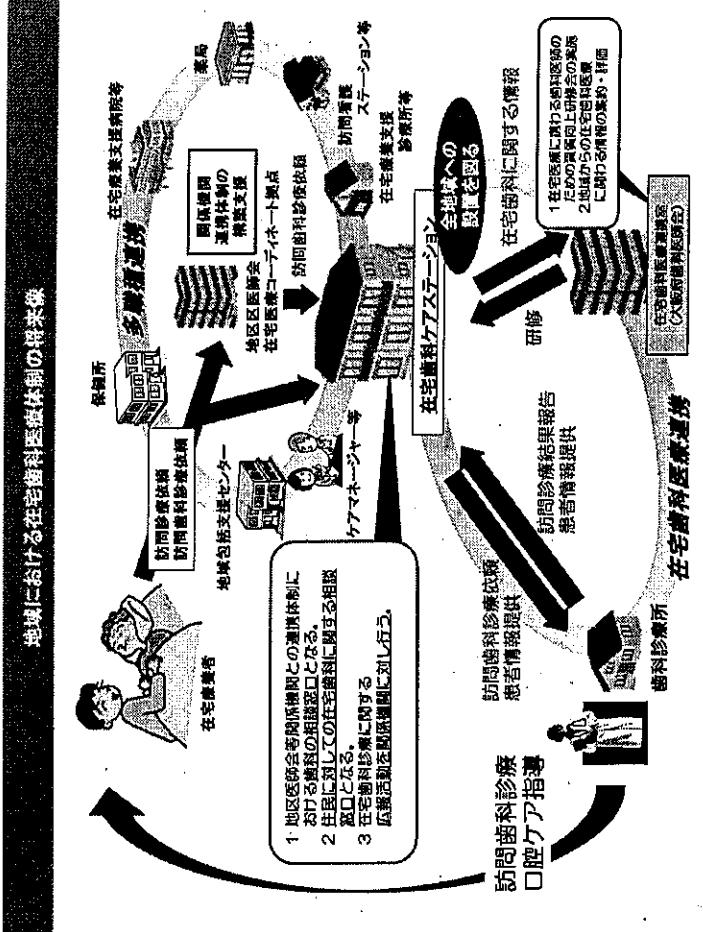
事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】	245千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域			
事業の実施主体	大阪府			
事業の目標	・在宅医療推進協議会の設置・運営 ・今年度2回開催			
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日			
事業の内容	○事業目的 府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。			
○概要				
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。				
※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置				
○内容				
〔対象〕 在宅医療推進協議会を年2回開催 〔人數〕 委員10名				
○執行方法 直執行				
事業に要する費用の額	金額 総事業費 基金 国 245千円 基金 都道府県 163千円 その他 82千円	基金额当額 〔国費〕 〔都道府県〕 〔その他〕	公 民 163千円 における 〔公民の別〕 〔公民〕	うち受託事業者 (再編) (注3) (千円)
備考(注4)	245千円			



事業の区分	2 在宅歯科医療連携体制推進事業		
事業名	【総事業費】 67,625 千円		
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域	金額	総事業費 基金
事業の実施 主体	大阪府（大阪府歯科医師会に委託）	基金额	67,625 (千円)
事業の目標	・在宅歯科医療連携室の設置 ・歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	45,083 (千円)
事業の効果	・在宅歯科医療体制の充実	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	22,542 (千円)
事業の期間	平成27年4月15日～平成28年3月31日	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	45,083 (千円)
事業の内容	○事業目的 大阪府歯科医師会在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各都市区 歯科医師会に在宅歯科ケアステーションの設置を設置できるよう、在宅歯科医療の 推進及び他分野との連携体制の推進を図る。	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	45,083 (千円)
○概要 在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における歯科や介護等の他分野と の連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。 なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、 地域の事情に応じて歯科との連携に向けた他職種向けの研修会や地区内での 人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科医療連携の底上 げを図る。	①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域から の情報管理 ②地域における在宅歯科医療の推進 地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、A、B、C 地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	45,083 (千円)
	A地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 B地区：在宅歯科ケアステーション設置：相談窓口の開設 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設 B地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（13地区） 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（アドバンストコ ース）】 C地区：在宅歯科医療・他職種連携相達上地区（27地区） 他職種連携の取組み、また、在宅医療者に対する歯科専門的取組 みに課題がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベーシックコ ース）】	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	45,083 (千円)

## ○執行方法 大阪府歯科医師会に委託

事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)	基金额 にける に(国費) の別 (公 民)
事業の実施主体	その他	67,625 (千円)	45,083 (千円)	45,083 (千円)
備考(注4)			うち受付料等 (付3)	
		67,625 千円	45,083 (千円)	45,083 (千円)



【目的】地域における歯科医療体制に向けた在宅歯科アステージョン化推進を図る。		
【実施期間】平成 25 年度～平成 28 年度（実施方法）一般社団法人大阪府歯科医師会への委託事業として実施		
1. 在宅歯科医療対応の促進		○在宅歯科アステージョン化推進会議 開催回数：2 回×2 ケーブル 受講者：136 名
2. 在宅歯科診療の実績調査		○在宅歯科アステージョンの収集 件件数：(会員) 180 会員率：(会員) 169 割合：93.9%
3. 在宅歯科診療の実績と今後の歯科医療体制に向けた研究会実施		○各会員との連携に向けた研究会 (ドクターストーリーズ) 開催回数：1 回×13 回 受講者：421 名
〔実施基準〕 ○地域との連携ととりながら、在宅歯科医療に対する相談窓口となる。 ○地場からいな在宅歯科診療の実績 地域の実績と今後とも各地域歯科医師会を A、B、C に分類し、A、B、C の地区それぞれの実績に対する事業を実施する。 ○ A 地区：(16 地区) ○ B 地区：(13 地区) ○ C 地区：(27 地区)		○各会員との連携に向けた研究会 (ペーシックコース) 開催回数：1 回×27 回 受講者：1,286 名
〔実施事業〕 ○在宅歯科アステージョン化促進会議 〔実施事業〕当院との連携に向けた研究会 (ドクターストーリーズ) ○ C 地区：(27 地区) 〔実施事業〕在宅歯科診療に対する看護部門との連携に医療がある地区 〔実施事業〕当院との連携に向けた研究会 (ペーシックコース) 実施 ○ A 地区：(16 地区) ○ B 地区：(13 地区) 〔実施事業〕在宅歯科診療に対する看護部門との連携として行う。		[西日本圏での導入初期段階 (在宅歯科アステージョン)] ○在宅歯科アステージョン設置は地域包括ケアシステムの整備に対するため、当面の間は整備段階の実施 ○在宅歯科アステージョン設置を図るためにの運営組織
〔目標(平成 27 年度)〕		地域包括ケアシステム構築の実現を図る。 ○ A 地区 16 地区 (平成 26 年度) → 29 地区 (平成 28 年度) ○ B 地区 13 地区 (平成 26 年度) → 27 地区 (平成 28 年度)

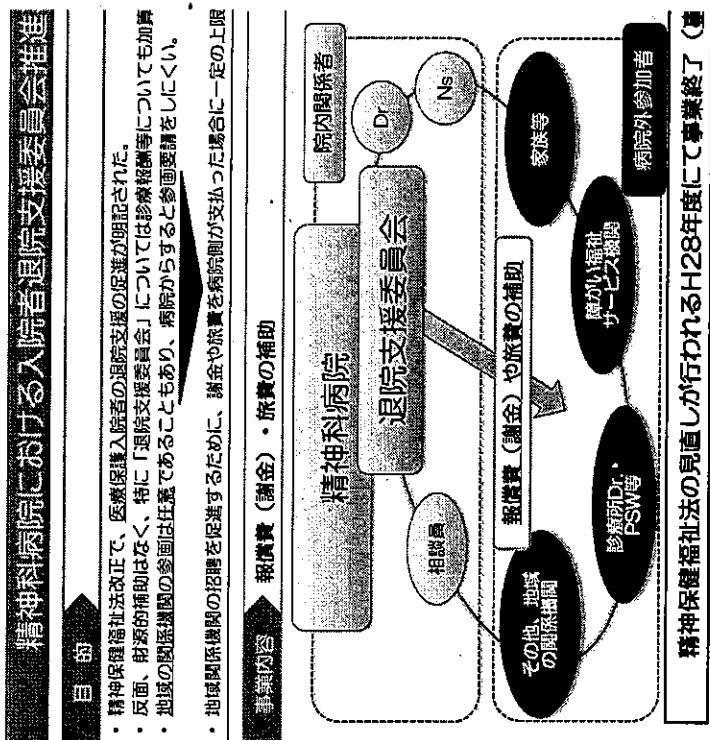
事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	摂食嚥下障害に対する可能な歯科医療従事者育成事業 【総事業費】 4,496 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の区域 ととなる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施 主体	大阪府歯科医師会
事業の目標	・摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含め）・訓練方法についての実地研修実施
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	○事業目的 今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害に対応できれば、在宅等疾患者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。 しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。
○概要	摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。
○執行方法	大阪府歯科医師会へ補助
○補助率	1.0 / 1.0 (ただし、VE 購入に係る費用については補助率 1 / 2)
事業に要す る費用の額	金額 総事業費 基金 国 4,496 (円) 基金 国 2,331 (円) 都道府県 1,165 (円) その他 1,000 (円) 備考 (注4) 3,496 千円
事業に要す る費用の額	金額 総事業費 基金 国 3,505 (円) 基金 国 2,100 (円) 都道府県 1,050 (円) その他 355 (円) 備考 (注4) 3,150 千円

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	歯科衛生士の人材育成事業（歯科） 【総事業費】 3,505 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施 主体	大阪府歯科衛生士会
事業の目標	・地域において在宅歯科医療の中心となる歯科衛生士養成のための研修会実施 【事業効果】 ・在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の人才培养・確保
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
事業の内容	○事業目的 在宅歯科医療に関する歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。
○概要	在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じて、在宅医療に從事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。 ①ベーシック研修会（8 回開催） 【対象】歯科衛生士 ②アドバンスト研修会（2 回開催） 【対象】在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士
○補助率	1.0 / 1.0 (ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率 1 / 2)
○執行方法	大阪府歯科衛生士会へ補助
事業に要す る費用の額	金額 総事業費 基金 国 3,505 (円) 基金 国 2,100 (円) 都道府県 1,050 (円) その他 355 (円) 備考 (注4) 3,150 千円

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域、介護総合確保区域
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会
事業の目標	・ CAD/CAMシステム等最新の歯科技工技術の習得を目的とした研修の実施 【事業効果】 ・ CAD/CAMシステム使用した歯科技工の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	○事業目的 CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。 そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。
○概要	CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。 〔習得レベル〕 ・ベーシックコース：CAD/CAMシステムによる単冠の作成技術の習得 ・アドバンストコース：CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得
○執行方法	大阪府歯科技工士会へ補助
事業に要する費用の額	金額 基金 3,275千円 国 3,275千円 都道府県 2,183千円 1,092千円 その他 (住2) (住2)
備考 (住4)	3,275千円 2,183千円 うち受託事業等 (南海) (住3) (住4)

事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	無菌調剤応応薬剤師の育成事業	【総事業費】 9,750千円			
事業の対象	どなる医療介護総合保健区域				
事業の実施主体	大阪府薬剤師会				
事業の目標	・無菌調剤に関する研修を実施				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	○事業目的 薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。				
○概要 薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。 • 無菌調剤に関する導入研修 (輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修) • 薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修 (無菌調剤に必要な基本的な流れを学習) • 共同利用無菌調剤薬局での実務研修 (実務を想定した研修) [対象人数] 平成27年度 150名					
執行方法 大阪府薬剤師会へ補助					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金	9,750千円 5,500千円	基金充当額 ににおける 公 民	(千円) 5,500千円 うち受取事業者等 (再振) (住3)
		都道府県	2,750千円	公民の別 (住2)	(千円)
		その他	1,500千円		
備考 (4) 8,250千円					

事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業																										
事業名	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】	6,000 千円																									
事業の実施区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																											
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託）																											
事業の目標	・府内の精神科病院における入院者退院支援委員会への支援を実施																											
【事業効果】	・精神障がい者の早期退院・地域定着の推進																											
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日																											
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からのお問い合わせに対する情報提供を行なう相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行なうことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進めること。</p>																											
○概要	<p>精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。</p> <p>〔対象等〕精神科病床を有する医療機関 〔人 数 等〕250 人</p> <p>〔補助単価〕患者の支援委員会については一人当たり、24,000 円を上限とする。</p>																											
○執行方法	大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託																											
事業に要する費用の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>総事業費</th> <th>6,000(千円)</th> <th>基金充当額</th> <th>公</th> <th>240(千円)</th> </tr> <tr> <th>基金</th> <th>国</th> <th>4,000(千円)</th> <th>(国費)</th> <th>民</th> <th>3,760(千円)</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th></th> <th>2,000(千円)</th> <th>における 公民の別</th> <th></th> <th>3,760(千円)</th> </tr> <tr> <th>その他</th> <th></th> <th>(千円)</th> <th>(住民)</th> <th></th> <th>3,760(千円)</th> </tr> </thead> </table>	金額	総事業費	6,000(千円)	基金充当額	公	240(千円)	基金	国	4,000(千円)	(国費)	民	3,760(千円)	都道府県		2,000(千円)	における 公民の別		3,760(千円)	その他		(千円)	(住民)		3,760(千円)			
金額	総事業費	6,000(千円)	基金充当額	公	240(千円)																							
基金	国	4,000(千円)	(国費)	民	3,760(千円)																							
都道府県		2,000(千円)	における 公民の別		3,760(千円)																							
その他		(千円)	(住民)		3,760(千円)																							
備考 (注4)	6,000 千円																											



## 事業の区分 2 居宅等における医療の提供に関する事業

事業名	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	【総事業費】 4,140 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託）	
事業の目標	精神科病院の看護師等を対象に身体合併症患者に対するための研修を実施するとともに、一般救急病院等の看護師等に対して、精神疾患への対応方法についての研修を実施することで、双方の対応力向上を図る	
【事業効果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科救急医療体制と精神科救急体制との連携を強める上には、それから医療の差異とともに、医療ニーズの多様化に対応する医療体制の構築が求められる。</li> <li>現状では、精神科病院の看護師については、「知識や技術不足は問題」とした。身体合併症への不適切な対応も見られていた。</li> <li>しかししながら、現状、精神科の看護師が身向社会が進むために、二院での対応性が少なくなる場合や、一般病棟の看護師が精神科病院の患者への対応法を知らない場合がある。</li> <li>そのため、今後、看護師・休日における合併症患者への対応や看護師の支援体制を整備していくためには、合併症支援病院・一般救急病院で両者の連携を図る必要がある。</li> </ul>	
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。</p>	
○概要	<p>精神科の資質向上を図るために、合併症支援病院における精神科病院の看護における研修会を実施する。</p> <p>① 精神科救急体制の中、夜間休日における身体合併症患者への対応について、直接患者に対する看護師の看護的・身体合併症への対応方法向上を目指す。</p> <p>② 一般病棟病院における精神科救急・精神疾患についての看護の実際とそれまでの研究に対する評議会を開催する。</p> <p>研修会では、精神科救急・精神疾患についての講義の他、実際にそれを図る。</p>	
〔対象等〕	<p>〔対象等〕府内 10 病院程度で実施</p> <p>〔補助単価〕一般科病院 委託事務費 200 千円</p> <p>精神科病院 一回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円</p>	
○執行方法	大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託	

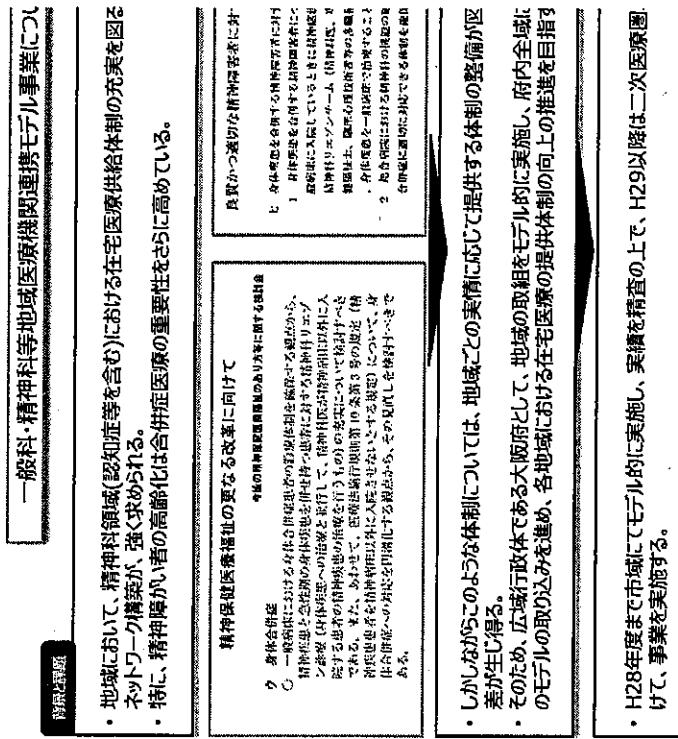
事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業
事業の実施	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託）
事業の目標	精神科病院の看護師等を対象に身体合併症患者に対するための研修を実施するとともに、一般救急病院等の看護師等に対して、精神疾患への対応方法についての研修を実施することで、双方の対応力向上を図る
【事業効果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科救急医療体制と精神科救急体制との連携を強める上には、それからの医療の差異とともに、医療ニーズの多様化に対応する医療体制の構築が求められる。</li> <li>現状では、精神科病院の看護師については、「知識や技術不足は問題」とした。身体合併症への不適切な対応も見られていた。</li> <li>しかししながら、現状、精神科の看護師が身向社会が進むために、二院での対応性が少なくなる場合や、一般病棟の看護師が精神科病院の患者への対応法を知らない場合がある。</li> <li>そのため、今後、看護師・休日における合併症患者への対応や看護師の支援体制を整備していくためには、合併症支援病院・一般救急病院で両者の連携を図る必要がある。</li> </ul>
事業の期間	平成 27 年度～平成 28 年度
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。</p>
○概要	<p>以下の目的のために、合併症支援病院における精神科病院の看護における研修会を実施する。</p> <p>① 精神科救急体制の中、夜間休日における身体合併症患者への対応について、直接患者に対する看護師の看護的・身体合併症への対応方法向上を目指す。</p> <p>② 一般病棟病院における精神科救急・精神疾患についての講義の実際とそれまでの研究に対する評議会を開催する。</p> <p>研修会では、精神科救急・精神疾患についての講義の他、実際にそれを図る。</p>
〔対象等〕	<p>〔対象等〕府内 10 病院程度で実施</p> <p>〔補助単価〕一般科病院 委託事務費 200 千円</p> <p>精神科病院 一回当たり 374 千円／5 病院 委託事務費 200 千円</p>
○執行方法	大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託

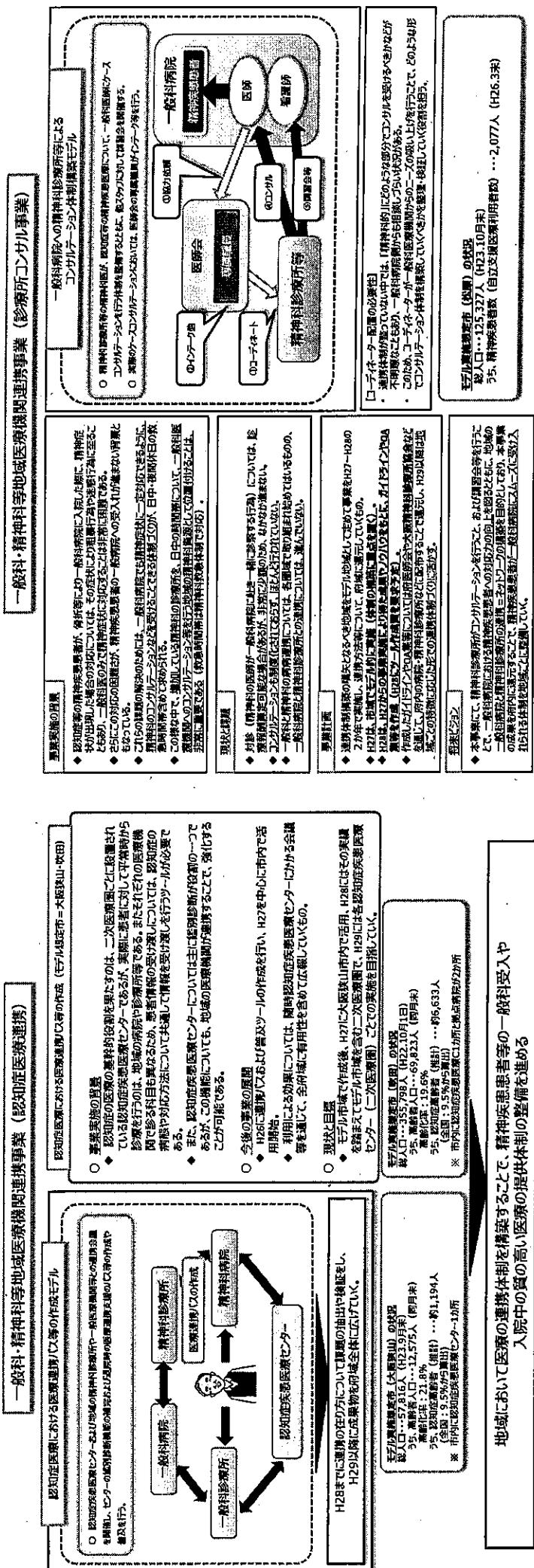
事業に要する費用の額	金額	総事業費	4,140 (千円)	基金が当額 基 金 (千円)	公 民 (千円)	(千円)
	基 金	国	2,760 (千円)	における 都道府県	公 民の別 (住民) (千円)	2,760 (千円)
	都道府県		1,380 (千円)	その他の 地域	(千円)	うち受託事業者 (休業) (千円)
	その他					2,760 (千円)
備考 (注4)			4,140 千円			



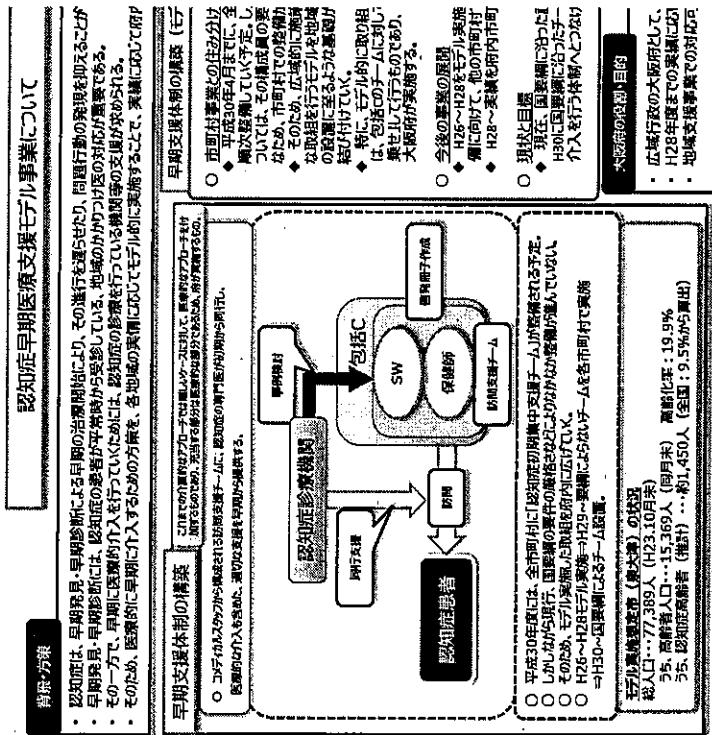


事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	一般科・精神科等地域医療連携モデル事業	【総事業費】			4,893 千円
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域				
事業の実施 主体	一般科病院（地区医師会に委託）				
事業の目標 (モデル想定：松原市)	・認知症医療における医療連携バス等の作成				
事業の期間	平成 27 年 5 月 25 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容 ○事業目的	精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供する必要があるため、各医療機関のネットワークの構築を推進することによって医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進めること。				
○概要	既に精神疾患（認知症等を含む）の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。 〔内容〕				
	・一般科病院に入院している患者が精神疾患（認知症等を含む）の症状を発症して対応で困るような事例について、各病院を訪問しつつインシデックスを行い、精神科医のコンサルテーションへとつなぐコードホーダーを配置し、医療の機能分化と連携を担う。また実際の症例については、精神科医がコンサルテーションを行なう。（松原モデル） ・認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症医療センターや診療を行なう地域の病院や診療所等における患者情報（認知症の病態や対応方法）に係る情報の受け渡しを行なうツールの作成を目標に ①共通のツール作成を行なうための連携会議・事例検討会の開催 ②バスを作成し普及を図るために取り組みを行う。 （大阪茨木市・吹田市モデル）				
○執行方法 地区医師会に委託					
事業に要す る費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	4,893 (千円) 3,262 (千円) 1,631 (千円) 1 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (住民) (住民) (住民)	公 民 (住民) 3,262 (千円) うち受託事業等 (非営利) (住民) 3,262 (千円)
備考 (注4)		4,893 千円			

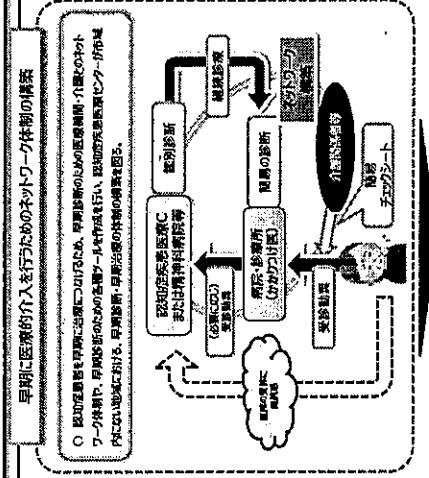




事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	認知症早期医療支援モデル事業	【総事業費】 2,518千円					
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	泉州圏域・三島圏域						
事業の実施 主体	大阪府（泉大津市医師会、茨木市医師会に委託）						
事業の目標	・サポート医による訪問支援を3回実施 により、かかりつけ医への受診を促す ・認知症患者に対する認知症専門医のいる病院等の紹介						
事業の効果	・認知症医療におけるネットワーク構築 ・住宅医療における認知症患者の支援体制構築 ・認知症専門医によるネットワークシートの作成						
事業の期間	平成27年6月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	○事業目的 認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患 医療センター事業等との連携を進めること。 ○概要 泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成 された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手強い支援が必要 な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップ だけでなく、初期段階からチームと一緒に同行し、適切な支援を提供すること で、より有効な支援を行える。手厚い支援が必要な状況下で、地域の認知症患者 の支援力向上につなげる。 また、茨木市医師会においては、認知症疾患の早期発見ネットワークの構築 や、認知症患者の早期掘り起こしを実施するため、認知症の掘り起こし時 に、認知症であるかどうかの鑑別ができる簡易版のチェックシートを使用す ることで、かかりつけ医への受診を促し、かかりつけ医が認知症診断を行 い、認知症と診断された者については認知症疾患センター等の専門医の いる病院等を紹介するという取り組みを実施する。						
○執行方法	泉大津市医師会、茨木市医師会へ委託						
事業に要す る費用の額	金額 基金 総事業費 2,518(円) 基 金 国 都道府県 そ の 他 1,679(円) 1,679(円) 839(円) (円)	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 (住民) (住民) (住民) (住民)	公 民 ににおける 公民の別 (住民) (住民) (住民)	1,679(円) うち受付料収入 (再精算)(住民) 1,679(円)			
備考(件4)	2,518千円						



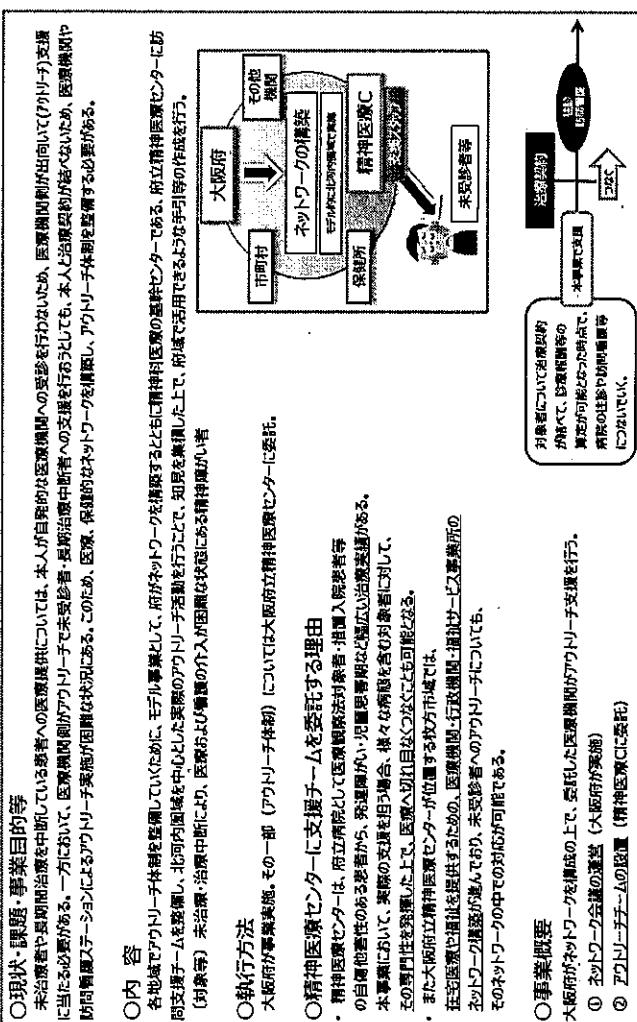
事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	【総事業費】 4,700 千円
事業名	未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業	
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
介護総合確保区域		
事業の実施主体	大阪府（大阪府立精神医療センターに委託）	
事業の目標	・精神疾患をもつ患者の早期受診・医療的支援の提供を促進 【事業効果】 ・医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備	
事業の期間	平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。</p> <p>○概要 未受診者・長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。</p> <p>○執行方法 大阪府立精神医療センターに委託</p>	
説明・方針	<p>認知症は、早期発見・早期診断による早期の治療開始により、治療行動の強制を切らすことができる。 早期発見・早期診断には、認知症の専門者が対応している。地域の専門者が対応している。 その一方で、早期診断には、認知症の専門家であるが、診断できる医師が強く、なかなか受診が進まない現状がある。 そのため、医療法人早期介入するための方策を、各地域の実情に対してデリバリーリードにて検討していく。</p> <p>○早期医療的介入を行なうためのネットワーク体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「早期診断」という認知症の診断のための取組み及び、介護障害者ネットワークの作編成に含まれているもの、主に医療サイトの事業であることをながら、認知症に対する取り組みが実施するもの。</li> <li>◆ また、早期診断のためのネットワークについては、精神的的には、府内全般におけるなどを目的としている。</li> <li>◆ 特に、大阪府立愚足市においては、行政と医師会が早期診断の必要性を共有しているところから、モチベーションは非常に高い。</li> </ul> <p>○今後の進路の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ H27～H28をモデル事業期間と位置づけ、 を通じて、全府域で有用性を含めて実験していく。</li> <li>◆ 現状比目標 早期診断を円滑に行なうことができるネットワークの構築の方を府域に広げる。</li> </ul> <p>五、早期発見・早期診断（交付）の状況</p> <p>計人口…274,609人 認知症患者人口…60,750人 検出比率…16.9% うち、高齢者高齢者（65歳以上）…約57,771人（全国：9.3%が立ち止む）</p>	
備考（注4）	4,700 千円	



来るべき超高齢化社会における認知症医療において、早期診断のネットワーク構築を推進する

事業の区分	2 居宅等における医療師請保定看護支援事業	【総事業費】 84,050千円
事業名	訪問看護師請保定看護支援事業	
事業の対象 となる医療 介護総合 保健区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施 主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の目標	1 看護学生インターンシップの実施（100名） 2 職場を体験する訪問看護実地研修を30か所で実施 3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施 4 地域の事情に応じた訪問看護の実践研修を実施 5 勉強年数に応じた訪問看護師層別研修を実施 6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施 【事業効果】 ・訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地歴・在宅医療へと円滑に移行するために、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。 また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。 ○概要 訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。 1 看護学生インターンシップ ・新入看護師（新卒または卒後2年未満の看護師）が訪問看護の向上と確保・定着を図る。 〔対象〕 看護学生（1年次～） 〔期間〕 1日 〔内容〕 訪問看護実地研修事業 〔対象経費〕 事務費、研修費、事務職員費（人件費） 〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助 ・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催 ※アンケート調査を実施し効果を検証する 2 訪問看護実地研修事業 ・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。 〔対象〕 初心者看護師・未就業潜在看護師 〔期間〕 1ヶ月	

### 未治療者等へのアクトリーチ体制整備事業



	<p>[内容] 訪問看護事業所の職場を体験する実地研修</p> <p>(訪問や面接アレンジス、地域連携会議への参加など)</p> <p>[対象経費] 指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費</p> <p>[執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p>
3	<p>訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修</p> <p>・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、在宅患者に対する新しい医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。</p>
	<p>i 訪問看護ステーション看護師研修</p> <p>ii 医療機関看護師研修</p> <p>[対象] 訪問看護師及び病院看護師 (130名)</p> <p>[期間] 2日～5日</p> <p>[内容] 座学 (講義・グループワーク)・実習</p> <p>[対象経費] 講師謝礼、研修費、事務費</p> <p>iii 訪問看護ステーション管理者研修</p> <p>訪問看護ステーション管理の実施能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理の研修を実施する。</p> <p>[対象] 訪問看護ステーション管理者・実務者 120名</p> <p>[期間] 1日～3日 (年4回実施)</p> <p>[内容] 経営戦略マネジメント ネットワークづくりためのグループワーク等</p> <p>[対象経費] 講師謝礼、研修費、事務費</p> <p>[執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p>
4	<p>訪問看護実践研修</p> <p>・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。</p> <p>・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院・往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。</p> <p>[対象] 訪問看護ステーション (11ヶ所)</p> <p>[内容] 地域において訪問看護の確保育成成長に關する実践研修を行う</p> <p>[対象経費] 事務消耗品費、研修費、事務職員経費 (人件費)</p> <p>[執行方法] 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助 (間接補助)</p> <p>(事業部分は訪問看護ステーション協会から府内訪問看護ステーションに委託)</p>
5	<p>訪問看護師階層別研修</p> <p>・小規模訪問看護S.T.の新人等の看護師を対象に、勤務年数にあつたテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。</p> <p>[対象] 小規模訪問看護S.T.の新人 (勤続2年まで)・中堅 (3～4年と5年以上) の看護師</p> <p>[内容] 勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施</p> <p>[人数] 演習、グループワーク 40人、同行訪問 10人程度</p> <p>※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護S.T.に同行訪問しOJTを行</p> <p>[対象経費] 事務消耗品費、研修費、同行指導者経費 (人件費)</p> <p>[執行方法] 大阪府看護協会へ補助</p>

	<p>6 訪問看護師旅行等代替職員派遣保支援事業</p> <p>・訪問看護S.T.で働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって離職する休暇を必要とした場合、その費用を負担する。</p> <p>・勤務員を雇用した際、その費用を負担する。</p> <p>・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。</p> <p>[対象経費] 事業費 (代替職員人件費)</p> <p>[事務費] (事務職員経費、交通費、資料代等)</p> <p>[執行方法] 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業に要する費用の額</th> <th>金額</th> <th>総事業費</th> <th>基金充当額</th> <th>公</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基金</th> <th>国</th> <th>(国費)</th> <th>ににおける 公民の別 民</th> </tr> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>28,017(千円)</th> <th>56,033(千円) うち受付料等 (貢捐)</th> <th>(市3) (区2)</th> </tr> <tr> <th>備考</th> <th>(注4)</th> <th>その他</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>84,050 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額	公		基金	国	(国費)	ににおける 公民の別 民		都道府県	28,017(千円)	56,033(千円) うち受付料等 (貢捐)	(市3) (区2)	備考	(注4)	その他	(千円)	(千円)			84,050 千円		
事業に要する費用の額	金額	総事業費	基金充当額	公																						
	基金	国	(国費)	ににおける 公民の別 民																						
	都道府県	28,017(千円)	56,033(千円) うち受付料等 (貢捐)	(市3) (区2)																						
備考	(注4)	その他	(千円)	(千円)																						
		84,050 千円																								

## 平成27年度大阪府訪問看護推進事業

<p><b>[背景]</b> ○平成37年に西暦の世代で75歳以上となる認知症社会をを迎え、医療機関が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、開院の検討を進め、また患者の手厚い対応を推進し、O訪問看護サービスの実現を図ることも、連携後の生活を支える正在宅医療サービスの充実を図る必要があります。</p>	<p><b>○訪問看護サービスの充実と併せて、多職種とともに在宅で看護する人が必要な介護サービス、生活支援サービスを一体として届けられる仕組みづくりが求められています。</b></p> <p><b>[対応]</b> ○訪問看護の質的・量的拡大、機能の拡大、質の向上、地域包括ケアへの対応のため、「医療と介護の連携」「人生の最終段階支援」を主軸とした連携体制を構築します。</p>
<b>1. 訪問看護の構造</b>	
<p>*<b>高齢学生（センターンシップ）</b></p> <p>【技術】 高齢学生（H26：7歳 H27：28歳）          【内訳】 勤務日数、身体活動度、代謝機能、皮膚、消化器能などによる要介護度による評定          【内訳】 高齢者用の車椅子、折りたたみ式車椅子（H25：22名 H27：91名）          【内訳】 日間・週間、月間の訪問スケジュールを提出する。          【内訳】 研修会や定期検査会開催時に提出する。定期評議会を開催する。          【内訳】 SSK会員を通じて活動</p>	
<p>*<b>訪問看護所附属看護支援課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p> <p>【内訳】 関連施設にて巡回検査・回診・巡回調査を行なう。          【内訳】 研修会（H25：5名 H27：2名）</p> <p>【内訳】 運営委員会に提出する。</p>	
<p>*<b>訪問看護所附属研究室</b></p> <p>【技術】 高橋 春子（H26：7歳 H27：31歳）          【内訳】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 研究会（H25：18名 H27：32名）</p> <p>【内訳】 週間（日間）、月間（週）、月間（月）          【内訳】 研修会</p>	
<p>*<b>訪問看護師研修会</b></p> <p>【技術】 研修会（H26：7歳 H27：28歳）          【内訳】 研修会（H25：4名 H27：26名）</p> <p>【内訳】 研修会に提出する。</p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p><b>2. 質量向上</b></p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p><b>3. 診療支援</b></p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	
<p><b>4. 訪問看護会員登録会員登録</b></p>	
<p>*<b>訪問看護師会員登録会員登録課</b></p> <p>【技術】 斎藤 学人（H26：7歳 H27：30歳）          【内訳】 未定</p>	

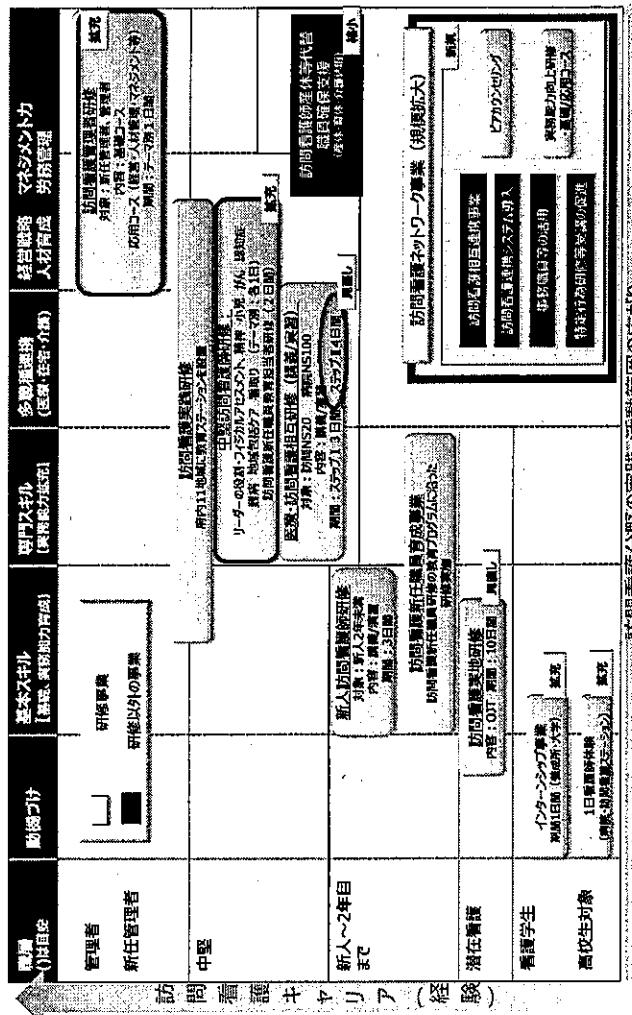
下部欄にて記載する場合は、該欄の欄頭に記載すれば、各欄頭ごとに複数枚あります。

## 平成28年度大阪府訪問看護推進事業

<p><b>[背景]</b> ○平成37年に西暦の世代で75歳以上となる認知症社会を迎え、医療機関が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、開院の検討を進め、また患者の手厚い対応を推進し、O訪問看護サービスの実現を図ることも、連携後の生活を支える正在宅医療サービスの充実を図る必要があります。</p>	<p><b>○訪問看護ステーションへの各部門会議について</b></p> <p>①訪問看護師会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）          施設別の施設別会議についてについて</p> <p>②訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）          施設別の施設別会議についてについて</p> <p>③訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）          施設別の施設別会議についてについて</p>
<b>1. 訪問看護会員登録会員登録</b>	
<p><b>1) 訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）</b></p> <p>【内訳】 未定</p>	
<p><b>2) 訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）</b></p> <p>【内訳】 未定</p>	
<p><b>3) 訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）</b></p> <p>【内訳】 未定</p>	
<p><b>4) 訪問看護会員登録会員登録課（技術：斎藤 学人、内閣大臣が出席）</b></p> <p>【内訳】 未定</p>	

事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	小児のかかりつけ医育成事業	【総事業費】 1,084千円								
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域									
介護総合支援区域	大阪府									
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府医師会に委託）									
事業の目標	・27年度に研修会開催（2回予定） ・事業効果】 ・医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進									
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日									
事業の内容	○事業目的 医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。 また、かかりつけ医とともに患儿・家族を支援するため、地域の保健師等についても技術研修を実施する。									
○概要 かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅看護支援のためのネットワークの必要性の理解した研修を目的とした研修会に委託して実施する。 〔対象〕 地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ 〔人数〕 参加者 40人/回、スタッフ 4人/回 〔事業内容〕 医師等研修費（大阪府医師会委託料） 保健師等研修費（府直接実施）										
○執行方法 医師等を対象とするものは大阪府医師会に委託 保健師等について府において直接実施										
事業に要する費用の額	金額 総事業費 基金 基金 基 金 国 都道府県 その他の 公 民 ににおける 公 民 の 別 (会2) 33(千円) 630(千円) うち会員登録 (会3) 630(千円)									
備考(注4)	1,084千円									

## 平成28年度大阪府訪問看護分野事業実績表(キャラクターメージ図等)



## 事業の区分 2 居宅等における医療の提供に関する事業

事業名	糖尿病患者在宅医療連携推進事業	【総事業費】 10,416千円	【総事業費】 34,990千円			
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施 主体	大阪府（大阪府医師会に委託）					
事業の目標	・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成 ・糖尿病医療連携の関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会 の開催、周知、広報等の実施					
【事業効果】	・在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化 の連携、さらには各専門科との連携体制を構築する。 ○事業目的 糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医 の連携、さらには各専門科との連携体制を構築する。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容						
事業の概要						
○事業目的 地域の糖尿病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等 を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。						
○概要 難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大 阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医 部附属病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。						
①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問することで、 地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と 不安の解消を図る。 ②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修 会を実施する。 ③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のための リーフレットを作成する。						
○執行方法 大阪府医師会に委託						
事業に要す る費用の額	金額 基金 10,416千円	総事業費 基 金 6,944千円 都道府県 3,472千円 その他 (注2) 10,416千円	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 (注2)	34,990千円 基 金 23,327千円 新道府県 11,663千円 その他 (注2)	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 (注2)	公 民 10,331千円 12,966千円 うち受託事業等 (厚労)(注3) 12,996千円
備考 (注4)						

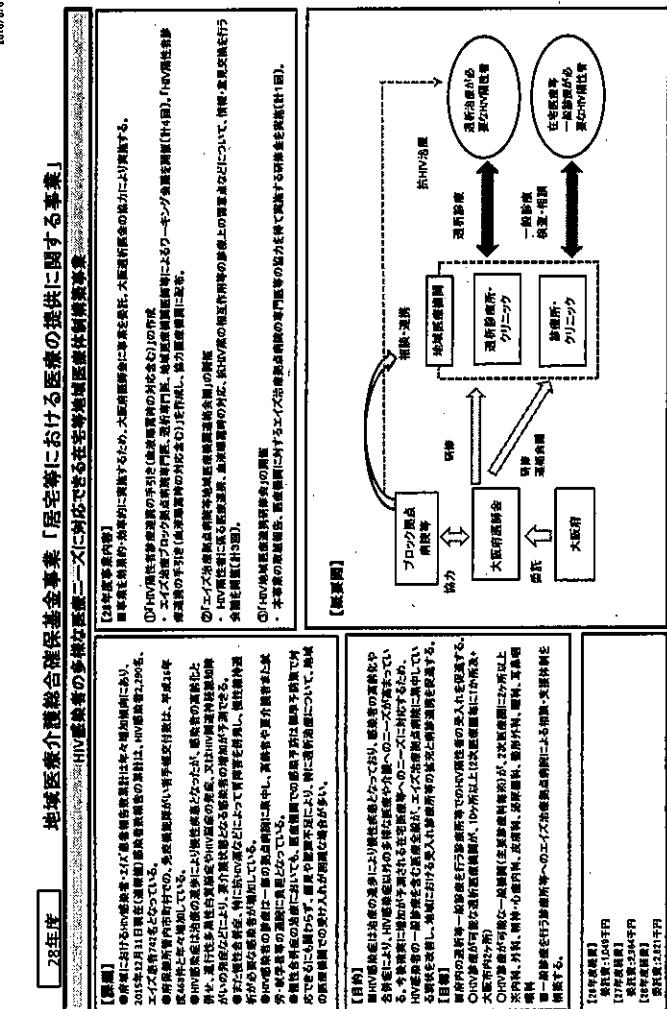
事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	【事業費】													
事業名	在宅栄養における栄養ケア事業	5,800 千円													
<b>事業の対象となる医療介護総合確保区域</b>															
豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域															
<b>事業の実施主体</b>															
大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託）															
<b>事業の目標</b>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議の開催 8 圏域×2 回</li> <li>・ワーキンググループの開催 8 圏域×3 回</li> <li>・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8 圏域×2 回</li> <li>・栄養ケアサービスのモデル実施 2 施設</li> <li>・在宅栄養者及び介護者に対する栄養相談 8 圏域×2 回</li> <li>・在宅栄養者及び介護者に対する調理指導 25 回</li> </ul>															
<b>事業の期間</b>															
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日															
<b>事業の内容</b>															
<p>○事業目的          在宅栄養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ経済的に行えるよう、地域での在宅栄養における栄養ケア体制を構築する。</p> <p>○事業効果          在宅栄養者及び介護者に対する調理指導 25 回</p> <p>○事業効果          在宅栄養者に対する栄養相談 8 圏域×2 回</p>															
<b>事業の期間</b>															
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日															
<b>事業の内容</b>															
<p>○事業目的          在宅栄養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅栄養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるリーディンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅栄養者への栄養ケアサービスをモジュール実施する。</p> <p>○執行方法 直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託</p>															
<b>事業に要する費用の額</b>															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3">金額</td> <td colspan="2">総事業費</td> <td rowspan="3">基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)</td> <td rowspan="3">公 民 400(千円)</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,933 (千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td><td>(千円)</td> <td>3,457 (千円)</td> </tr> </table>			金額	総事業費		基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)	公 民 400(千円)	基金	国	都道府県	1,933 (千円)	その他		(千円)	3,457 (千円)
金額	総事業費			基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)	公 民 400(千円)										
	基金	国													
	都道府県	1,933 (千円)													
その他		(千円)	3,457 (千円)												
備考 (注4)		5,800 千円													

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	【総事業費】	【総事業費】													
事業名	緩和医療の普及促進等事業	5,800 千円	21,000 千円													
<b>事業の対象となる医療介護総合確保区域</b>																
豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																
<b>事業の実施主体</b>																
がん診療拠点病院、医療機関、医師会等																
<b>事業の目標</b>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和医療の正しい知識の普及事業の内、普及啓発事業を 10 ケ所で支援</li> <li>・緩和医療人材養成等事業を 15 ケ所で支援</li> </ul>																
<b>事業の期間</b>																
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日																
<b>事業の内容</b>																
<p>○事業目的          がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするために、症状や環境があわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療的重要性はますます高まっています。</p> <p>このようないごととともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言いたくないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められています。</p> <p>このようないごとから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めることとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療提供体制に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目ない提供体制整備をめざす。</p>																
<b>概要</b>																
<p>①緩和医療についての正しい知識の普及事業          ②がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。</p> <p>②緩和医療に携わる人材養成等事業          緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等級和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。</p>																
<b>○執行方法</b>																
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3">金額</td> <td colspan="2">総事業費</td> <td rowspan="3">基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)</td> <td rowspan="3">公 民 400(千円)</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>3,867 (千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td><td>(千円)</td> <td>3,457 (千円)</td> </tr> </table>				金額	総事業費		基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)	公 民 400(千円)	基金	国	都道府県	3,867 (千円)	その他		(千円)	3,457 (千円)
金額	総事業費		基金が当額 (国費) における 公民の別 (市)		公 民 400(千円)											
	基金	国														
	都道府県	3,867 (千円)														
その他		(千円)	3,457 (千円)													
備考 (注4)		5,800 千円														

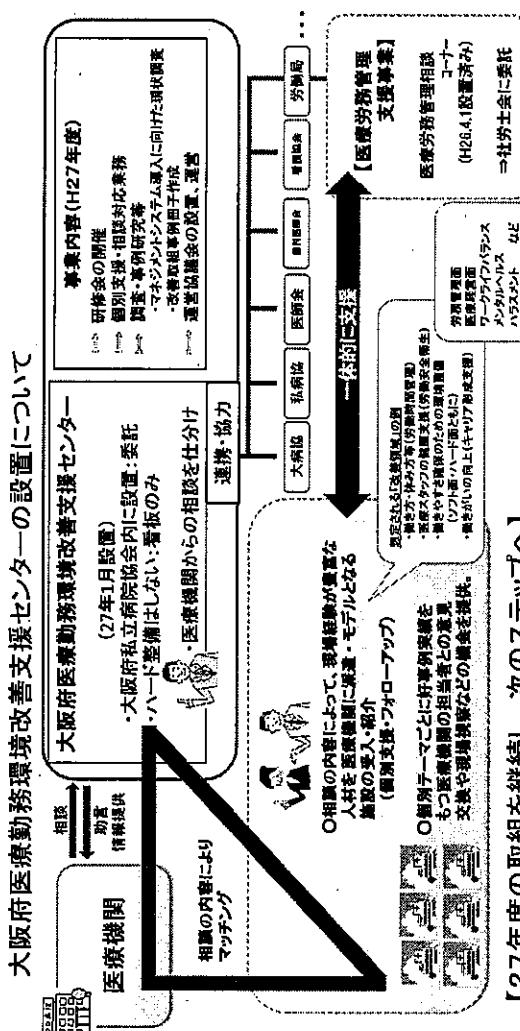
事業に要する費用の額	金額	総事業費	21,000(千円)	基金充当額 (国費)	公 民	0(千円)
	基金	国	12,333(千円)	における における 公民の別 (会2)		
	都道府県	都道府県	6,167(千円)	うち受付事業等 (会3)		
備考 (会4)	その他	その他	2,500(千円)			
			18,500 千円			

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業																														
事業名	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業																														
【総事業費】	2,964 千円																														
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																														
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）																														
事業の目標	・府内の在宅及び透析等一般診療等でのHIV感染者の受け入れを促進する。 ・一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。																														
【事業効果】	・地場の診療所等で、HIV感染者の多様な医療ニーズに対する エイズ治療拠点病院と一般診療所等との機能分化と病診連携を促進																														
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日																														
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>HIV感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、HIV感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、HIV感染者の一一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の並充と病診連携を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>HIV感染者の受け入れが可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。</p> <p>○内容</p> <p>①大阪府医師会による会員等への調査により、HIV感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。</p> <p>②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。</p> <p>③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。</p> <p>④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。</p> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>																														
事業に要する費用の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>総事業費</th> <th>2,964(千円)</th> <th>基金充当額 (国費)</th> <th>ににおける 公</th> <th>2,964(千円)</th> </tr> <tr> <th>基金</th> <th>国</th> <th>1,976(千円)</th> <th>ににおける 公</th> <th>民</th> <th>1,976(千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>988(千円)</th> <th>公の別 (会2)</th> <th></th> <th>うち受付事業等 (会3)</th> </tr> <tr> <th>その他</th> <th>その他</th> <th>(千円)</th> <th>(会2)</th> <th></th> <th>1,976(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備考 (会4)</td> <td></td> <td>2,964 千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金額	総事業費	2,964(千円)	基金充当額 (国費)	ににおける 公	2,964(千円)	基金	国	1,976(千円)	ににおける 公	民	1,976(千円)		都道府県	988(千円)	公の別 (会2)		うち受付事業等 (会3)	その他	その他	(千円)	(会2)		1,976(千円)	備考 (会4)		2,964 千円			
金額	総事業費	2,964(千円)	基金充当額 (国費)	ににおける 公	2,964(千円)																										
基金	国	1,976(千円)	ににおける 公	民	1,976(千円)																										
	都道府県	988(千円)	公の別 (会2)		うち受付事業等 (会3)																										
その他	その他	(千円)	(会2)		1,976(千円)																										
備考 (会4)		2,964 千円																													

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 24,835千円			
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	基 金	国 庫	都 道 府 県	公 民
介護総合運 保区域					16,557千円
事業の実施 主体	大阪府（大阪府私立病院協会に委託）				
事業の目標	・医療勤務環境改善支援センターの運営 【事業効果】 ・医療従事者の勤労環境改善				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	<p>○事業目的 医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワーカーライフバランスなどの幅広い観点を視野に推進する。</p> <p>○概要 医療勤務環境改善支援センターは、大阪府医師会が法人化した、大阪府医師会の能力により運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の勤務環境改善の手引き（医療環境の分合き）の作成、</li> <li>・エクスカウト（転職相談窓口）、受診相談窓口、相談室運営等によるワーキング会議を開催（計4回）、「HIV陽性者勤務環境改善の手引き（勤務規約の立て直し）」を作成、改めて医師会員に配布。</li> <li>・エクスカウト（勤務相談窓口）も医療勤務環境会議の開催、HIV陽性者勤務環境改善会議の開催による医療会議、医療環境改善の会議、HIV陽性者勤務環境会議の開催などについて、情報・意見交換を行なう。</li> <li>・HIV陽性者勤務環境会議の開催（HIV陽性者勤務環境会議）</li> <li>・医療従事者の厚生年金会議（医療従事者の厚生年金会議）</li> <li>・医療従事者の厚生年金会議（医療従事者の厚生年金会議）</li> </ul>				
備考	〔注〕				



事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備	【総事業費】	367,080 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く）		
事業の目標	・医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 【事業効果】 ・医療従事者の勤務環境向上		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日		
事業の内容	○事業目的 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。  ○概要 病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となる特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。 〔対象〕 特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助		
	①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が 50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。 ②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保） 医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。		
○執行方法	特定機能病院へ補助 (ただし、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く)		
事業に要する費用の額	金額	総事業費	367,080 千円
	基金	国	81,573(千円)
		都道府県	40,787(千円)
	その他	244,720(千円)	
備考 (注4)	122,360 千円		



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	病院内保育所施設整備費補助事業	
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	【総事業費】 27,157,641 千円
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助 【事業効果】 ・看護職員の定着	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。	
○概要	<p>病院内保育所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。</li> <li>・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員 31 人～60 人を追加。</li> <li>・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員 31 人～60 人部分のみ、基準面積に算入して交付。</li> </ul>	
○執行方法	医療機関へ補助	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	病院内保育所運営費補助事業	
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	【総事業費】 2,990,668 千円
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	・病院内保育所設置者に対し、保育士等の入件費を補助 【事業効果】 ・看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。	
○概要	<p>看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の入件費を補助する。</p> <p>24 時間保育等の加算額について、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。</p> <p>公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。</p>	
○執行方法	医療機関へ補助	

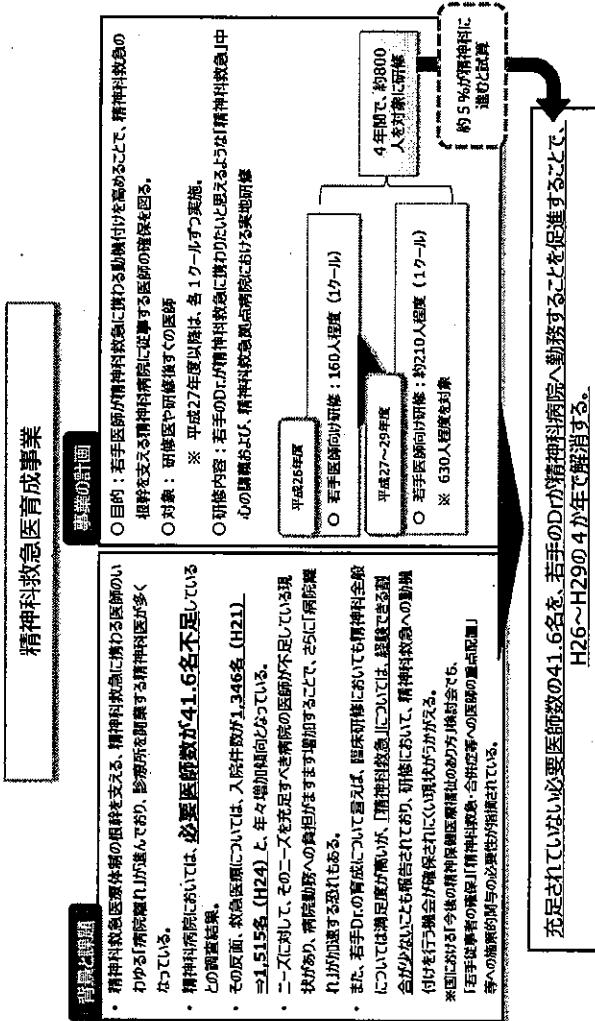
事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	地域医療支援センター運営事業							
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	【総事業費】 52,573 千円	【総事業費】 12,896 千円					
事業の実施主体	大阪府							
事業の目標	・大阪で活躍する医師の輩出							
事業の効果	【事業効果】 ・医師の診療科目・地域偏在を軽減							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	○事業目的 地域医療支援センターの運営 ・医師の診療科目・地域偏在を軽減							
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日							
事業の内容	○事業目的 地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。 本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。							
○概要	○概要 府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。 センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるよう情報提供と調整を行う。 こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。							
○執行方法	○執行方法 直執行							
○執行方法	○執行方法 大阪府立病院機構に委託							
事業に要する費用の額	金額 基金 その他 備考 (注4)	総事業費 国 都道府県 その他 52,573 千円	52,573 (千円) 35,049 (千円) 17,524 (千円) (注1) 52,573 千円	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 (注2) (注3) (注4)	35,049 (千円) うち受託事業等 (再編) (注3) 公民の別 (注2) (注3) 4,299 (千円) その他 (注2) (注3)	基金额 (注4) 12,896 (千円) 8,597 (千円) 4,299 (千円) 12,896 (千円)	基金额 (国費) ににおける 公民の別 (注2) (注3)	基金额 (注4) 12,896 (千円) 8,597 (千円) 4,299 (千円) 12,896 (千円)

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	地域医療確保修学資金等貸与事業				
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	【総事業費】 52,573 千円	【総事業費】 12,896 千円		
事業の実施主体	大阪府				
事業の目標	・大阪で活躍する医師の輩出				
事業の効果	【事業効果】 ・医師の診療科目・地域偏在を軽減				
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	○事業目的 周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志す医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。				
○概要	○概要 周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点的医療機関に勤務することで返還を免除する。				
○対象	○対象 府内大学の医学部生 〔人数〕 大阪市大 3 名、大阪医科大学 2 名、関西医科大学 5 名 計 10 名				
○執行方法	○執行方法 直執行				
○執行方法	○執行方法 大阪府立病院機構に委託				
備考 (注4)					

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	産科小児科担当医等手当導入促進事業	【総事業費】		【総事業費】			
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、泉州圏域、大阪市圏域	463,153 千円		2,700 千円			
事業の実施 主体	医療機関						
事業の目標	・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助 ・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機間にに対して補助 ・NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機間にに対して補助						
【事業効果】	・精神科救急医の確保を図るために、精神科救急に携わる勤務付けを高めること						
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと						
○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと	で、精神科救急医の育成を行う。						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 1 産科医分娩手当導入促進事業 産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 2 産科研修医手当導入促進事業 産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 3 新生児医療担当医手当導入促進事業 NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機間にに対して補助を行う。						
○概要 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。	○執行方法 医療機関へ補助						
事業に要す る費用の額	金額	総事業費 基金	29,946 (千円)	2,700 (千円)	基金充当額 公基 金額 (国費) における ににおける 都道府県 の別 公民の別 (住3) その他 (住2)	公 民 (千円) 1,800 (千円) うち受託事業等 (再録) (住3) 900 (千円) (住2)	公 民 (千円) 1,800 (千円) うち受託事業等 (再録) (住3) 1,800 (千円)
備考 (住4)	137,810 千円					備考 (住4)	2,700 千円

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	精神科救急医育成事業	【総事業費】		【総事業費】			
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、泉州圏域、大阪市圏域	2,700 千円		2,700 千円			
事業の実施 主体	大阪府 (大阪精神科病院協会に委託)						
事業の目標	・精神科救急医の確保を図るために、精神科救急に携わる勤務付けを高めること						
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと						
○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うこと	で、精神科救急医の育成を行う。						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 1 産科医分娩手当導入促進事業 産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 2 産科研修医手当導入促進事業 産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 3 新生児医療担当医手当導入促進事業 NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機間にに対して補助を行う。						
○概要 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。	○執行方法 大阪精神科病院協会に委託						
事業に要す る費用の額	金額	総事業費 基金	29,946 (千円)	2,700 (千円)	基金充当額 公基 金額 (国費) における ににおける 都道府県 の別 公民の別 (住3) その他 (住2)	公 民 (千円) 1,800 (千円) うち受託事業等 (再録) (住3) 900 (千円) (住2)	公 民 (千円) 1,800 (千円) うち受託事業等 (再録) (住3) 1,800 (千円)
備考 (住4)	137,810 千円					備考 (住4)	2,700 千円

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	女性医師等就労環境改善事業		
事業の対象となる医療介護結合施設	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		【総事業費】 272,068千円
保区域	医療機関		
事業の実施主体	女性医師の就労環境改善による人材確保・定着 ・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代医師の人事費や研修経費等の一部を補助		
事業の目標	【事業効果】 女性医師による人材確保・定着		
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	○事業目的 医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。 本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。		
事業の対象	○概要 「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代医師の人事費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。		
事業の実施方法	○執行方法 医療機関へ補助		



事業に要する費用の額	金額		総事業費		基金充當額 (国費)	基金充當額 (国費) における 公の別 (住2)	公 民 (住1)	9,481千円
	基金	国	都道府県	その他				
備考：(住1)	109,619	千円	63,568(千円) うち受取事業等 (都道府県)(住1)	73,079(千円)	36,540(千円)	162,449(千円)		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業
事業名	新人看護職員等研修事業
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療施設 同研修、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施
事業の目標	・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合 同研修）、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施
事業の内容	・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあるものに対して、必要な 知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る。
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の 養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充 実、ならびに質の向上を図る。</p>
○概要	<p>1 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿 った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォロー・アッ プ研修に参加させた施設に対し、その受講料の1/2相当額を追加補助。</li> <li>・採用枠が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができな い病院等の新人看護職員を対象に、府内8か所で合同研修を実施。 (大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者 と協働し企画・実施)</li> <li>・執行方法 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ・補助 多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託</li> </ul> <p>2 専任教員養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看 護教育内容の充実、質の向上を図る。</li> <li>・執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> <p>3 実習指導者講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対する実習の意義、 指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術 を習得させる。</li> <li>・病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、 実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的 な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>・執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul>

事業に要す る費用の項	金額	総事業費		基金额 (国費) における 公の別 (a2)	基金额 (国民) における 公の別 (a2)
		基金	国		
備考 (a)	138,643 千円			69,955 (千円) うち会員費等 (貢助) (a3) 69,955 (千円)	22,474 (千円)

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 8,386,893千円		【総事業費】 33,157千円	
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域	事業の実施 主体	大阪府 ※ナースセンター事業については、大阪府看護師協会に、 総合ICT化事業については、質屋管理回取業者に委託	事業の目標 助 手	・保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補 助  【事業効果】 ・看護サービスの向上と看護職員の定着
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	事業の内容	○事業目的 保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補 助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サ ービスの向上と看護職員の定着策を推進する。	○事業目的 ・保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補 助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サ ービスの向上と看護職員の定着策を推進する。	○概要 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等 養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。 訪問看護ステーションへのインターンシップに取組むことを要件として基準 額どおりに交付、取組まない施設は基準額に87%を乗じ、減額して交付。
○執行方法	看護師等養成所へ補助	○執行方法	看護師等養成所へ補助	○概要 ・ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンタ ーを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を 促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置 し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係 機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協 力員及び相談員の増員等を行う。	○概要 1 ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンタ ーを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を 促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置 し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係 機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協 力員及び相談員の増員等を行う。
事業に要す る費用の額 備考(注4)	金額 基金 基 金	総事業費 国 基 金	8,386,893千円 675,339千円	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 民 うち交付事業等 (本額)(注3) (注2)	公 民 583,341千円 うち交付事業等 (本額)(注3) (注2)
		その他	337,920千円	7,373,045千円	(注2)
			1,013,759千円		(注2)

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 33,157千円		【総事業費】 33,157千円	
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域	事業の実施 主体	大阪府 ※ナースセンター事業については、大阪府看護師協会に、 総合ICT化事業については、質屋管理回取業者に委託	事業の目標 助 手	・看護師等修学資金貸付金の償還管理業務委託を開始  【事業効果】 ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金 維持とこれによる看護職員の人材確保・定着
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	事業の内容	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○概要 1 ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンタ ーを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を 促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置 し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係 機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協 力員及び相談員の増員等を行う。
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	事業の内容	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○概要 1 ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンタ ーを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を 促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置 し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係 機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協 力員及び相談員の増員等を行う。
事業の期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	事業の内容	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の 就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的な ICT化を推進する。	○概要 1 ナースセンター事業 潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンタ ーを運営。 (1)ナースバンクの実施 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を 促進するため、無料職業紹介(ナースバンク)を実施。 (2)就業協力員の配置 ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置 し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係 機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協 力員及び相談員の増員等を行う。

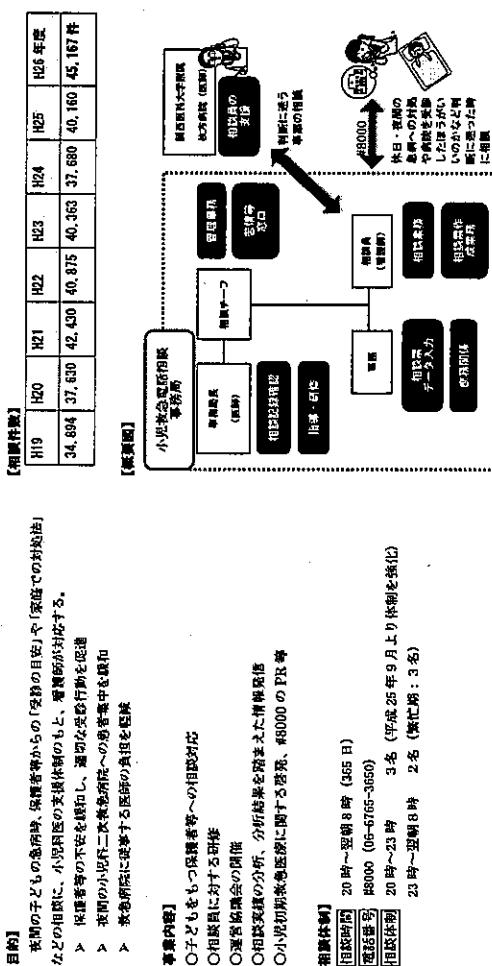
2 総合 ICT 化事業 看護師等修学資金貸付金債権管理委託事業 債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の 整理・債権管理(書類のチェック、データ入力等)業務の委託 債権回収(督促、交渉、取扱、法的整理)業務の委託	
○執行方法 総合 ICT 化事業…大阪府看護協会へ委託 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託	

事業に要する費用の額	金額		
	総事業費	基金	基 金 充 当 額 (国費)
	35,197 (円)	35,197 (円)	35,197 (円)
基 金	国	都道府県	公 民 における うち受取事業所 (再掲) (住3) 25,191 (円)
事 業	その他の 基 金	その他	12,596 (円) 公 民 の 別 (住2) 25,191 (円)
備考 (注4)	35,197 (円)		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急電話相談事業					
【総事業費】	44,320 千円					
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業区域						
事業の実施主体	大阪府(株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託)					
事業の目標	・電話相談を実施 【事業効果】 ・二次救急病院等への患者集中を緩和することによる救急病院に従事する医師の負担軽減					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	○事業目的 看護師が相談者からの電話相談に対応し、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の当直医等に相談のうえ、相談者に返答する。 保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。					
○概要	子どもをもつ保護者等への相談対応 相談員に対する研修 運営協議会の開催 相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信 # 8000 の PR、小児初期救急医療に関する啓發 等					
○執行方法	大阪府(株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託)					
事業に要する費用の額	金額					
	総事業費 基金 基 金	44,320 (円)	基 金 充 当 額 (国費) 国 都道府県 その他の 基 金	29,547 (円) 14,773 (円) (住3) 29,547 (円)	公 民 における うち受取事業所 (再掲) (住3) 29,547 (円)	(円)
備考 (注4)	44,320 千円					

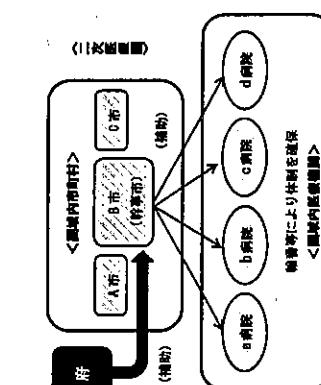
事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急医療支援事業	【総事業費】 1,188,979 千円					
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、 泉州圏域、大阪市圏域						
介護総合健 保区域							
事業の実施 主体	府内市町村（二次医療圏単位の幹事市）						
事業の目標	・地域ブロック（11 ブロック）単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援						
【事業効果】	・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保 ・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 休日・夜間ににおいて入院治療が必要な小児救急患者の受け入れ体制を確保することにより、子どももの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。  ○概要 市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。 (市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助)  ○執行方法 二次医療圏単位で幹事市へ補助						
【相談件数】	平成 26 年度						
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
34,694	37,630	42,450	40,375	40,363	37,680	40,160	45,167 件

### 小児救急電話相談事業



事業の区分		4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【総事業費】	事業内容	【総事業費】				
救急搬送患者受入体制強化事業 救援隊員、子どもの発達、介護等による医療機関連携強化事業	8,461,736 千円	・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等 【事業効果】 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実	・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等 【事業効果】 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実				
事業の対象 となる医療 介護総合機 構区城	豊能地域、三島地域、北河内地域、中河内地域、南河内地域、堺市地域、 泉州地域、大阪市地域						
事業の実施 主体	医療機関						
事業の目標	・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等 【事業効果】 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等 【事業効果】 ・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実				
事業の期間							
事業の内容							
事業目的	○事業目的 救急隊員の病院運びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。						
事業効果	○概要 救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れに協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。 【補助対象定例】 ①介護状態の高齢者（65 歳以上） ②精神疾患者における 119番の要請原因が身体症状による事業 ③整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ④まもつて N E T 事業（※）						
事業の概要	○概要 5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受け要請を行う。						
事業の実施方法	○実施方法 医療機関へ補助 患者を搬送する救急隊の活動状況や受入れた病院での診察・処置などの情報を収集し、病院到着前と到着後の情報をマッチングさせた上で、課題を抽出し、救急搬送や受け入れのルールの改善を行なう。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	3,461,736(千円) 356,000(千円) 193,000(千円) 7,682,736(千円)	基金充当額 (国費) ににおける 公民の別 (注2)	36,384(千円) 349,716(千円) うち受取額等 (注3) (千円)	公 民	36,384(千円) 349,716(千円)
備考	(注4)	579,000 千円					

### 小児救急医療支援事業



【目的】 休日・夜間ににおいて入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確立等により確保し、子どもの発達、介護等の要件に迅速かつ適切な医療を提供する。

【事業の概要】 全国医療院連携評議会市：休日・夜間ににおいて入院治療が必要な小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する医療費補助事業  
(所院医療院連携評議会市に対する医療費補助事業)

大正府：上記事業の運営にかかる医療費を補助  
人件費等の医療費を補助

（所院医療院連携評議会市に対する医療費補助事業）

大正府：上記事業の運営にかかる医療費を補助

（所院医療院連携評議会市に対する医療費補助事業）

#### 【補助基準算出】

夜間	休日	休日
(18 時～翌 8 時)	(6 時～18 時)	(6 時～18 時)
④41,148 円	④41,148 円	④41,148 円
合計	合計	合計
④50,950 円	④50,950 円	④41,488 円

※医療機関外勤務報酬金交付差額 (④) 小児救急医療支援事業  
に基づく単位に準拠

【補助対象】 二大医療圏 2 市 (6 医療圏 + 大阪府 + 基本医療圏)

【補助率】 大阪府 (全額) 2/3 市町村 1/3

【対象施設】 病院 (医師・看護師・薬剤師・理学療法士等、法定福利等)

および被保育 (医師・看護師・薬剤師・理学療法士等、法定福利等)

に係る単位に準拠

救急搬送・受入体制整備事業 ～搬送先がなかなか決まらない救急を減らすために～							
【地域医療介護総合確保基金事業】							
平成28年度当初予算額：648,440千円							
<b>目的</b> ■搬送先が決まらない救急患者を減らす							
<b>内容</b>							
○救急搬送が困難な省令を受入れる救急病院を支援 救急隊が搬送先の決定に苦労するような患者を受入れた救急病院に対し、受入件数に応じて補助。【予算額：440,000千円】							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる施設</th> <th>補助額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・要介護状態の高齢者（65歳以上）【要介護2以上】 ・小児傷病者（15歳未満）で整形外科、脳神経外科 の協力が必要 ・精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状に よる事案 ・まちつてNET（※）事案</td> <td>30,000円 (1件につき)</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる施設	補助額	補助率	・要介護状態の高齢者（65歳以上）【要介護2以上】 ・小児傷病者（15歳未満）で整形外科、脳神経外科 の協力が必要 ・精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状に よる事案 ・まちつてNET（※）事案	30,000円 (1件につき)	1/3
対象となる施設	補助額	補助率					
・要介護状態の高齢者（65歳以上）【要介護2以上】 ・小児傷病者（15歳未満）で整形外科、脳神経外科 の協力が必要 ・精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状に よる事案 ・まちつてNET（※）事案	30,000円 (1件につき)	1/3					
※救急隊が5件以上の病院照会又は30分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合 にシステムを活用し、複数の病院に一齊に受け入れ要請を行う。							
○救急搬送・受入れの状況やルールの検証・分析 救急搬送や受入れのルール（大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準）の改善や、大阪府救急・医療システムのグレードアップに繋げるため、救急隊や病院から情報収集し、分析等を行う。							
【予算額：205,440千円】 ・救急病院に対する情報入力委託料 162,000千円 ・データ分析及びシステム改修委託料 46,440千円							

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業																										
事業名		災害医療体制確保充実事業																										
事業の対象		豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域																										
事業の実施主体		大阪府（医療機関等に委託）																										
事業の目標		・災害時の医療体制の確保に向け、災害医療協力病院の医療従事者に対し、初期治療やトリアージ等の基礎研修を実施 <b>【事業効果】</b> ・災害時ににおける初期治療やトリアージを行える医療従事者の確保																										
事業の期間		平成27年4月1日～平成28年3月31日																										
事業の内容		<b>○事業目的</b> 災害時に備え、救急部門の医療従事者のみなさず多くの医師等が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する。																										
○概要		<b>災害医療基礎研修</b> 災急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を学び得ることで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。																										
○執行方法		医療機関等に委託																										
○費用の額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>総事業費</th> <th>5,400千円</th> <th>基金充当額</th> <th>公</th> </tr> <tr> <th>基金</th> <th>国</th> <th>3,600千円</th> <th>(国費)</th> <th>民</th> </tr> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>1,800千円</th> <th>ににおける</th> <th></th> </tr> <tr> <th>その他</th> <th></th> <th></th> <th>公・民の別</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考 (注4)</td> <td>5,400千円</td> <td></td> <td>3,600千円</td> <td>うち公・民の別 （国費）(注3) 3,600千円</td> </tr> </tbody> </table>		金額	総事業費	5,400千円	基金充当額	公	基金	国	3,600千円	(国費)	民		都道府県	1,800千円	ににおける		その他			公・民の別		参考 (注4)	5,400千円		3,600千円	うち公・民の別 （国費）(注3) 3,600千円
金額	総事業費	5,400千円	基金充当額	公																								
基金	国	3,600千円	(国費)	民																								
	都道府県	1,800千円	ににおける																									
その他			公・民の別																									
参考 (注4)	5,400千円		3,600千円	うち公・民の別 （国費）(注3) 3,600千円																								

## 平成 27 年度 事業概要

事業名	(10) 災害医療体制強化事業	関係部課名	医療扶策課
<b>目的</b>			
目 的	多数傷病者が発生する南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等医療従事者が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する		
平成 26 年度当初	0 千円		
平成 27 年度当初	5,400 千円 (0 千円)	* 地域医療介護総合確保基金	
<b>要 摘</b>			
<p>○被災・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリージングの手法を習得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関で診療できる体制を確保するための研修である。</p> <p>○南海トラフ巨大地震の被害想定（大阪府）では、約 8 万～9 万人もの負傷者が見込まれていて、D MAT をはじめとする災害時の医療資源（マンパワー）は 1,000 人程度（ベーシックリストは 500 人にも満たない）であり、圧倒的に不足している。</p>			
<b>実施内容・年次計画</b>			
<p>○被災・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリージングの手法を習得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関にないむのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修【初級コース】を実施する。</p>			
<p>・対象：府内医療機関に従事する医師、看護師等（救急に從事する者を除く）        * 1 組あたり医師 1 名、看護師 2 名を原則とし、1 回当たり 30 組 × 年 1 回実施 = 90 名</p> <p>・内容：座学「外傷初期診療ガイドラインについて」、「DMAT の紹介とトリージング」        実技「トリージングのシミュレーション」「自施設に相応しい病院マニュアル（机上演習）」等</p>			

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	【総事業費】			
事業名	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業	70,484 千円			
<b>事業の対象となる医療介護統合確保区域</b>					
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）				
事業の目標	・夜間、休日ににおける眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所から後の後送受入病院を輪番で確保				
【事業効果】	<p>・夜間、休日ににおける眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制を確保</p> <p>・夜間、休日ににおける眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所が応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。</p>				
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日				
事業の内容	<p>○事業目的        夜間、休日ににおける眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所が応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。</p> <p>○概要        協力病院の役割        眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる体制を確保する。</p>				
	<p>当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。        ※体制確保にかかる医師の人件費等の費用を体制確保保証金として支給        委託先：大阪府医師会の役割        協力病院のローテーション組みを含む、後送病院の確保        後送病院ローテーション会議の開催</p>				
	<p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 国 都道府県 その他	70,484 (千円) 46,989 (千円) 23,495 (千円) (合計) 70,484 (千円)	基金充当額 (国費) 公 民 における 公民の別 (合計) 46,989 (千円) うち受託事業 (再編) (合計) -16,935 (千円)	(千円)
備考 (注4)					

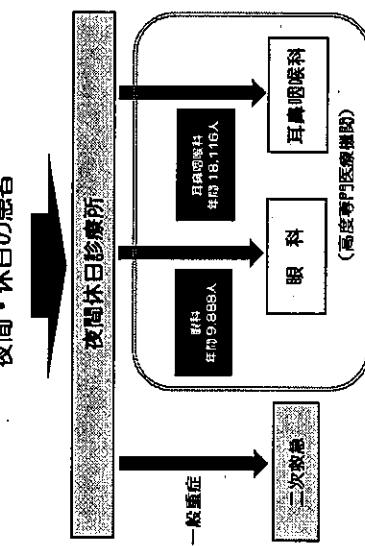
**特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業**

**【事業目的】**  
休日夜間ににおける特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）について、大阪市中央急病診療所（初期）で対応が困難な二次救急患者を受け入れる病院を輪番で確保する。  
⇒休日夜間ににおける特定科目の二次救急医療体制を確保

**【事業内容】**

- 〔協力病院の役割〕
  - ・眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる。
    - (1回に1病院で1床を確保)
  - ・当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。
  - 〔委託先：大阪府医師会の役割〕
    - ・当番病院のローテーションに係る調整を実施。
    - ・後送病院ローテーション会議を開催し、病院間の調整を図る。
- 〔体制概要〕  
大阪市中央急病診療所と後送病院とで、眼科・耳鼻咽喉科の土日夜間の救急医療全体制を支える。

**夜間・休日の患者**



事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	【総事業費】
事業名	医療労協議会運営事業	607 千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
介護総合確保区域		
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	・医療労協議会の設置・運営 【事業効果】 ・医療従事者の確保	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	○事業目的 大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。 ○概要 救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査措置するため医療労協議会を設置する。 ○執行方法 直執行	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	治験ネットワーク機能構築事業				
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉北圏域、大阪市圏域				
事業の実施主体	大阪府（NPO法人に委託）				
事業の目標	<p>・治験ネットワーク機能を構築</p> <p>・潜在看護師等を治験・臨床研究支援業務の中核を担うCRCとして養成</p> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在看護師等の負担軽減</li> <li>・潜在看護師等の後職支援</li> </ul>				
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日				
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。</p> <p>また、潜在看護師等をCRCとして養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための詰調整等）を整備する。</p> <p>②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義+実務研修）を実施する。</p> <p>○執行方法 NPO法人に委託</p>				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金	15,074千円 10,049千円 5,025千円 その他	基金充当額 (国費) 公 民 (都道府県) (pp) (pp)	公 民 (pp) うち寄託事業等 の補助(住3) 10,049千円 10,049千円
備考(注4)	15,074千円			(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。 (注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託者等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に記載すること。 (注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。	

### 3. 計画に基づき実施する事業

2

事業の内容等		1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】	15,074千円
事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	事業の対象	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
事業の実施主体	介護総合保健会議	事業の実施主体	介護総合保健会議
事業の目標	・がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を15方所実施	事業の目標	・がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を15方所実施
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日
事業の内容	○事業目的	○事業目的	高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや症状において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようなことから、がん診療拠点病院の機能を充実するための医療機器等の整備を支援する。また、地域医療連携体制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援とともに、各圏域内における地域連携クリティカルバス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。
事業の実施主体	○事業効果	○概要	○概要
事業の効果	・がん医療体制の充実強化	①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための詰調整等）を整備する。	①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための詰調整等）を整備する。
事業の実施主体	・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進	②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義+実務研修）を実施する。	②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義+実務研修）を実施する。
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日
事業の内容	○事業目的	○事業目的	高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや症状において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようなことから、がん診療拠点病院の機能を充実するための医療機器等の整備を支援する。また、地域医療連携体制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援とともに、各圏域内における地域連携クリティカルバス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。
事業の実施主体	○事業効果	○概要	○概要
事業の効果	・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進	①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための詰調整等）を整備する。	①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための詰調整等）を整備する。
事業の実施主体	・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進	②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義+実務研修）を実施する。	②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義+実務研修）を実施する。
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日
事業の内容	○事業目的	○概要	○概要
事業の実施主体	高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや症状において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようなことから、がん診療拠点病院の機能を充実するための医療機器等の整備を支援する。また、地域医療連携体制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援とともに、各圏域内における地域連携クリティカルバス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。	○概要	○概要

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### ①がん医療提供体制充実強化事業

がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備費に対し支援する。

#### ②地域医療連携強化事業

地域における関係機関間の連携体制強化のため、会議や検討会等を開催するがん診療拠点病院に対し支援する。また、圏域内での地域連携クリティカルバス運用や在宅緩和医療を含む「がん診療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。

○H26年度 486,000千円

#### ○執行方法 がん診療拠点病院へ補助

事業に要する費用の額	金額	総事業費		基金充当額 （国費）	基金充当額 （公 民）	事業の期間
		基金	国			
		972,000(千円)	324,000(千円)	162,000(千円)	187,920(千円)	平成27年1月1日～平成30年3月31日
				における 公民の別 （注2）		
		その他	486,000(千円)		うち受託事業等 (原指) (注3) 0(千円)	
備考	(注4)	486,000千円				

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

#### ○内容

[対象] 市町村または地区医師会

[経費] システム導入費（初期登録、工事費等）、維持・管理費  
(システム利用料等)、端末代

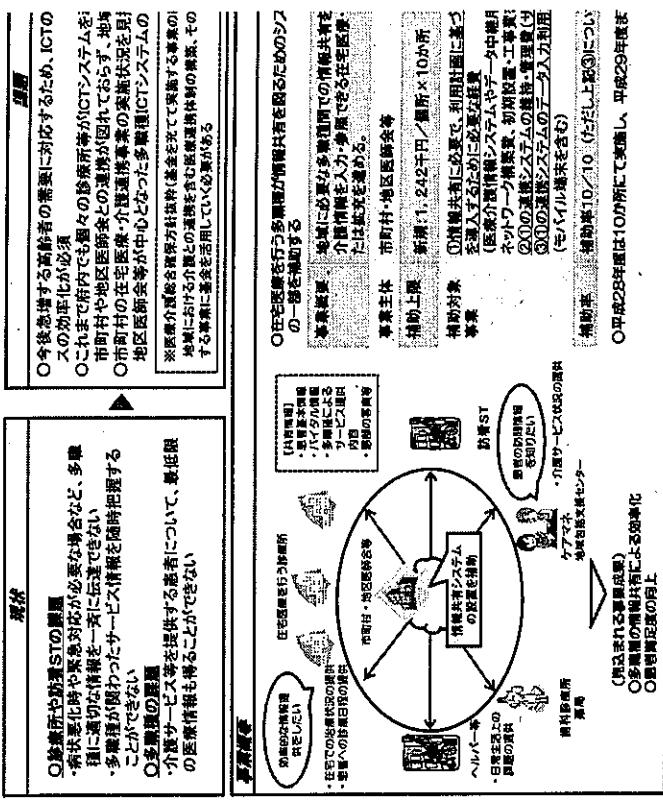
○執行方法 市町村または地区医師会へ補助

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構造の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅医療介護ICT連携事業	【総事業費】 93,834千円
事業の対象とされる医療介護総合健保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	市町村、地区医師会	
事業の目標	<p>・府下57か所で医療介護ICT連携のシステム導入を支援。            【事業効果】            ・地域における医療・介護の多職種の情報共有による効率化            ・患者満足度の向上</p>	
事業の期間		
事業の内容	<p>○事業目的            地域に必要な多職種間の情報共有の効率化を図るため、地域一体となって関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる医療介護ICT連携のシステム導入を支援する。</p> <p>○概要            在宅医療・介護従事者が入力した情報を共有するシステムの経費を支授。</p>	

事業に要する費用の額	金額	経事業費	93,834(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	基金 0(千円)
基金	国	48,010(千円)		民 48,010(千円)	
都道府県		24,005(千円)			
その他		21,819(千円)		うち受託事業者 (料) (注3) 0(千円)	

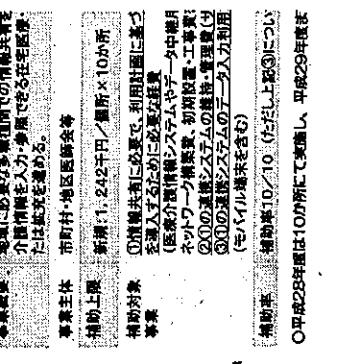
#### 在宅医療介護ICT連携事業



（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
 （注3）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注4）備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

ト。



### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 1,914,664 千円
事業の対象となる医療介護総合保険区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	執行方法 看護師等養成所へ補助
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等学校養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助</li> <li>・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助</li> </ul>	
事業の効果	<p>【事業効果】</p> <p>看護サービスの向上と看護職員の定着</p>	
事業の期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>看護師等学校養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>1 看護師等養成所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助する。</li> <li>・妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助する。</li> </ul>	

2 看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業
・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助する。

総事業費 1,914,664 千円、補助額 957,332 千円

執行方法 看護師等養成所へ補助

事業に要する費用の額	金額	総事業費 基金 基 金	1,914,664 (千円)	基金充当額 (国費)	公 民	0(千円)
都道府県	638,221 (千円)	638,221 (千円)				
その他	319,111 (千円)	319,111 (千円)				
備考 (注4)	H26 : 376,818 千円 H27 : 347,234 千円 H28 : 233,280 千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託料等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュペース）を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

44

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業
【総事業費】	67,146 千円
事業の対象	豊能地域、三島地域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域
となる医療 介護総合機 構	
事業の実施 主体	ナースセンター事業…大阪府看護協会 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等
事業の目標	・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始
【事業効果】	
	・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による 貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着
事業の期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日
事業の内容	○事業目的 ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職 員の就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を对象に再就業支援のための各種講習会 を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合 的なICT化を推進する。
○概要	1 ナースセンター事業 ・潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナース センターを運営。 (1) ナースバンクの実施…資格を持ちながら家庭等に潜在している未 就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク） を実施。 (2) 就業協力員の配置…ナースセンター事業の効果的な運営を図るた

め、「就業協力員」を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。

(3) 再就業支援講習会の開催…退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。

(4) リフレッシュ研修会の実施…新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。

2 総合ICT化事業

- ・看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務
- ・債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理通過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託
- ・債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託

H26年度 33,407千円

執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託					
事業に要す る費用の額	金額	総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託			
		基金	総事業費	基金充当額	公 民 (千円)
基 金	67,146 (千円)	44,764 (千円)	(国費)	44,764 (千円)	
都 道 府 県	22,382 (千円)				
そ の 他	0 (千円)				

備考 (注4) H26年度 33,407千円  
H27年度 12,053千円  
H28年度 10,843千円  
H29年度 10,843千円

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

45

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)		
事業の対象となる医療介護総合保健区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域		
事業の実施主体	大阪府内の歯科衛生士養成所学校		
事業の目標	・歯科衛生士養成所4校への施設・設備整備 【事業効果】 歯科衛生士の人材育成・確保		
事業の期間	平成27年1月1日～平成28年3月31日		
事業の内容	<p>○事業目的 歯科衛生士の教育内容の充実に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を補助することにより、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材の育成を図る。</p> <p>○概要 歯科衛生士の教育内容の充実に必要な施設・設備の整備を行なう。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入を補助する。機器を整備することによって、より良い実習効果および現場へのスマートな移行が期待出来、在宅歯科医療の現場で活躍できる歯科衛生士の就業の促進につなげる。</p>		
	H26年度 2,442千円 H27年度 6,675千円 補助対象経費：在宅歯科医療に特化した最新機器の購入 (口腔ケアモデル、ポータブル吸引器、聴診器、 パルスオキシメーター)		
	補助率：1／2		

○執行方法 大阪府内の歯科衛生士養成所学校へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費	18,234(千円)	基金充当額 (国費) における 公の別 (注2)	0(千円)	
	基金	国	6,078(千円)	公民の別 (注2)	民	6,078(千円)
		都道府県	3,039(千円)			うち受託事業等 (注3)
		その他	9,117(千円)			0(千円)
備考(注1)	H26	2,442千円				
	H27	6,675千円				
			(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。			
			(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。			
			(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。			

